

【施策08】 障害者支援

～障害のある人が地域で自立して暮らせるまち～

◆展開方向01: 地域での在宅生活を支えます。

1	障害者虐待防止対策事業費	157
2	成年後見制度利用支援事業費	159
3	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	161
4	障害者(児)日中一時支援事業費	163
5	障害者(児)医療費助成事業費	165
6	心身障害者(児)対策事業費	167
7	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	169
8	身体障害者手帳交付事業費	171
9	障害福祉サービス事業者指定等事業費	173
10	障害者自立支援制度支給関係事業費	175
11	障害者福祉ホーム事業補助金	177
12	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	179
13	指定管理関係経費(たじかの園)	181
14	障害者(児)自立支援事業費	183
15	自立支援医療等事業費	184
16	社会福祉施設等施設整備費補助金	185
17	社会福祉施設開設準備補助事業費	186
18	阪神7市1町障害福祉関係分担金等負担金	187
19	障害児通所支援等給付費	188
20	指定管理者管理運営事業費(あこや学園)	189
21	指定管理関係経費(あこや学園)	190
22	指定管理者管理運営事業費(たじかの園)	191

◆展開方向02: 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。

1	障害者(児)相談支援事業費	193
2	重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	195
3	心身障害者相談事業費	197
4	障害者計画等策定事業費	199

◆展開方向03: 障害のある人の社会への参加を促進します。

1	意思疎通支援事業費	201
2	日常生活用具給付等事業費	203
3	障害者(児)移動支援事業費	205
4	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	207
5	身体障害者更生訓練費給付事業費	209
6	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	211
7	自動車運転免許取得・改造助成事業費	213
8	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	215
9	心身障害者(児)対策啓発事業費	217
10	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	219
11	障害者市バス特別乗車証交付事業費	221
12	地域活動支援センター事業補助金	223
13	障害者小規模作業所運営費等補助金	225
14	障害者就労支援事業費	227
15	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	229
16	原爆被爆者市バス特別乗車証交付事業費	231
17	補装具交付・修理事業費	232
18	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	233
19	身体障害者福祉センター整備事業費	234
20	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	235
21	身体障害者デイサービスセンター指定管理者運営事業費	236
22	地域活動支援センター等移行支援事業補助金	237

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者虐待防止対策事業費	3A1Q	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者虐待防止法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当
所属長名	沖田 信次、富田 憲幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護する。
対象（誰を・何を）	虐待を受けている障害者及びその養護者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する。
事業概要	障害者虐待に係る通報受付や相談・指導、啓発活動等を実施する。
実施内容	<p>○障害者虐待防止センター業務等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待に係る通報又は届出の受理 ・養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導及び助言 ・啓発活動等 <p>○養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待を受けている障害者を一時的に保護するために、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく入所等の措置を採ることができるよう、障害者支援施設等の施設に必要な居室の確保

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	945	877	1,119	
需用費	66		203	パソコン代
役員費	39	39	39	通信運搬費
負担金補助及び交付金	840	838	877	一時保護先の確保に係る負担金
人件費 B	4,593	5,623	10,385	
職員人工数	0.35	0.48	1.00	
職員人件費	2,580	3,547	7,577	
嘱託等人件費	2,013	2,076	2,808	
合計 C (A+B)	5,538	6,500	11,504	
C 国庫支出金	581			
市支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,957	6,500	11,504	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	障害者虐待に係る通報件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	23	25年度	24	26年度	30
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	事業の目的上、必ずしも目標値を設定して実施する事業ではないが、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護した。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である。本事業の実施内容については、障害者虐待防止法により市の責務とされている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質上、受益者負担は想定していない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令により自治体に責務が課せられており、阪神間他都市においても同様の事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	障害者虐待防止センターの業務については法律上は委託が可能であることから、今後、通報件数の推移を見ながら、特に、市役所の閉庁日等における虐待通報受付について委託を検討していく必要がある。																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">行政が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						行政が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。	将来像					●	
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						行政が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。																						
将来像					●																							

⑧ 総合評価

総合評価	<p>拡充</p> <p>障害者虐待を防止する体制を充実させるため、平成25年度より、本市を含む近隣6市1町において協定を締結し、一時保護するための居室を確保している。しかし、虐待対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要とされており、より高度な支援が求められている。</p>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	障害者虐待防止対策については、専門性や即応性を有する人材の確保や育成など、支援体制の整備が必要不可欠である。また、市民への制度認知が進むよう、引き続き、啓発活動に取り組んでいく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	3A1S	事業分類	法定事業
根拠法令	知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:無)、あまがさき地域福祉計画(評価:無)、尼崎市男女共同参画計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成14年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がないため生活に支障を来すケースができています。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な人で、成年後見制度の申立て・利用が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行うことは親族等でなければできないことになっており、親族がない場合は申立てできないことから、市が代わって申立てを行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行う。「身寄りがない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成25年度:市による申立6件、報酬等費用助成6件 平成26年度:市による申立9件、報酬等費用助成6件

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,270	1,702	3,143	
役務費	48	122	371	郵送料、申立て手数料
扶助費	1,222	1,580	2,772	後見人報酬・申立て費用の助成
人件費 B	1,232	1,991	1,188	
職員人工数	0.11	0.21	0.11	
職員人件費	896	1,655	847	
嘱託等人件費	336	336	341	
合計 C(A+B)	2,502	3,693	4,331	※地域生活支援事業費等補助事業の対象事業であるが、市全
C 国庫支出金				で限度額を上回る実施状況のため、本事業については、実質的に一般財源で実施している。
市債				
その他	5	55		本人費用負担金
一般財源	2,497	3,638	4,331	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申立て件数(前年度比)		単位	%
目標・実績	目標値	109	達成年度	毎年度
	24年度	83	25年度	120
	26年度	150		
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市民や相談を受ける窓口での制度の周知とともに、利用件数は増加傾向にある。相談支援事業所等窓口からの適切な引継ぎが増えるにしたい、今後も伸展するものと考えている。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会的な権利擁護意識の高まりから、福祉サービスの契約や銀行での入出金などの生活場面で、判断力の低下した者は成年後見人がなければ利用を拒否されることが一般化してきているなど、必要性は年々高まっている。他の施策・福祉サービスは原則として本人による契約・申請等を前提としている。それらの能力が欠けてしまったものに、能力を付加するのが成年後見人の選任であり、他のサービスによる代替は不可能である。また身寄りがないもの申立ては実質的に市町村のみ可能であり、本事業の進展が必要である。ただし、後見人の成り手不足といった成年後見制度自体の課題もあり、急速な進展は望めないと思われる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 資産があるケースには、成年後見人の就任後に求償するなどの方法で、申立て費用、報酬の両面で、一定の負担を担っていただいている
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	後見の申立ては市長が行うものでもあり、行政による措置的な処遇方法である一面もあるため、行政が主体的に実施することが必要である。なお、本人や親族が行う申立てに対する支援、啓発等成年後見に関する諸事業は、成年後見等支援センターの運営を尼崎市社会福祉協議会に委託するなど、可能な委託を行っている
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容
	A B C D E	福祉サービス事業所など、既に専門家と独自に連携し成年後見の申立て支援などを行っているものが多い
現状		●
将来像		○

⑧ 総合評価

総合評価	改善	法の動向等に併せ、報酬が捻出できない低所得者全体を対象とするなど制度的には整備が進んでいる。制度の周知とともに相談件数・利用件数等は増加しており、相談窓口との連携など今後とも体制の充実を進めていく。 市が主に直接関わっている身寄りがないケースについては、弁護士等限られた専門家が後見を受任しているため、件数の増加とともに引き受け手が限界に達しつつあり、ニーズの増加を満たすには引き受け手を確保する対策が必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	成年後見等支援センターを設置し、新たな成年後見の担い手として市民後見の推進も始めたところであるが、それらの事業と連携しながら地域社会内の福祉資源の開発などに努めていく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費 3A31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和55年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	身体の障害や住居の状況等から介助による居宅浴室等での入浴が困難な身体障害者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する。
対象（誰を・何を）	身体障害者手帳1級又は2級の所持者で、尼崎市重度心身障害者介護手当の支給対象障害者である者、又はその身体の障害の状況が同等である者
求める成果（どのような状態にしたいか）	身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援する。
事業概要	居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が運びこむ浴槽を用いて入浴の提供を行う。
実施内容	<p>(利用回数) 原則として、週1回 (実施方法) 市内の社会福祉法人3箇所に委託 (利用状況) 平成26年度 利用人数 13人（利用回数620回） 登録事業所:3箇所 (自己負担) 税額等による階層区分にて負担</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,640	8,202	10,093	
委託料	10,640	8,202	10,093	
人件費 B	2,356	1,928	2,667	
職員人工数	0.30	0.28	0.40	
職員人件費	2,356	1,891	2,574	
嘱託等人件費		37	93	
合計 C (A+B)	12,996	10,130	12,760	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	12,996	10,130	12,760	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	19	25年度	19	26年度	13
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、重度身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等に寄与した。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性	在宅の重度身体障害者の清潔の保持及び心身機能の維持等に効果的であり、また、介護者への支援にもつながるものである。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は、税額等による階層区分に応じた応能負担を求めていたが、平成24年4月の法改正等に合わせて、その見直しを行った。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体との基準比較	当該事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準に大きな差はない。
------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	社会福祉法人3箇所にサービスの実施を委託をしているが、サービスの利用決定は市が行う必要がある。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は事業者が行う。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	維持	重度身体障害者の在宅生活支援の一環として、引き続き適正な事業運営を行っていく。
------	-----------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	委託事業者によって適切なサービス提供が実施されており、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者(児)日中一時支援事業費	3A3B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当、健康増進課、障害福祉課
所属長名	富田 憲幸、森田 幸子、沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	家族の就労や障害者(児)を日常的に介護している人が一時的な休息を必要とする場合に、障害者(児)の日中活動の場が必要である。														
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは難病であって障害福祉サービスの短期入所事業の支給決定を受けている日中における監護を要する障害者(児)														
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者(児)を一時的に預かることにより、障害者(児)の日中における活動の場を提供し、障害者(児)の家庭の就労支援及び障害者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。														
事業概要	市が指定した事業所において、日中の見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行う。一時的に見守り等の支援が必要な対象者へ支給決定を行う(必要日数/月)。対象者が支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、当該事業者が受け取るべき給付費を支給する(代理受領)。														
実施内容	<p>(日中一時支援事業所の指定条件) 短期入所事業所として指定を受けていること。 (平成27年4月現在指定事業所数) 16箇所(うち、市内7箇所) (内容) 日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要である障害者(児)に、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。 (平成26年度利用実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>利用回数</td> </tr> <tr> <td>【身障】26人</td> <td>92回</td> </tr> <tr> <td>【知的】177人</td> <td>731回</td> </tr> <tr> <td>【児童】169人</td> <td>543回</td> </tr> <tr> <td>【精神】0人</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>合計:372人</td> <td>合計 1,366回</td> </tr> </table>			年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数	【身障】26人	92回	【知的】177人	731回	【児童】169人	543回	【精神】0人	0回	合計:372人	合計 1,366回
年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数														
【身障】26人	92回														
【知的】177人	731回														
【児童】169人	543回														
【精神】0人	0回														
合計:372人	合計 1,366回														

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,640	2,908	5,428	
扶助費	2,640	2,908	5,428	
人件費 B	9,777	9,803	9,376	
職員人工数	1.20	1.24	0.94	
職員人件費	9,777	9,803	7,400	
嘱託等人件費			1,976	
合計 C(A+B)	12,417	12,711	14,804	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、
県支出金				障害者(児)移動支援事業費に
市債				全額充当している。
その他				
一般財源	12,417	12,711	14,804	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
	24年度	226	25年度	309
	26年度	372		
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 引き続き、必要なサービス量の確保に努める。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の任意事業(その他の事業)に位置づけられており、障害者(児)のいる家庭を支援するために、必要な事業である。	
有効性	しかし、事業所の指定条件が短期入所事業所となっているため、指定事業所数の少なく、十分な供給体制にあるとは言えず、利用促進が課題となっている。	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
-----------------	---	----------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準に大きな差はない。しかし、他の中核市では、本市では設定していない加算や指定条件等もあり、利用促進を図る上での参考になると考えられる。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は障害福祉サービス事業者が行う。

⑧ 総合評価

総合評価	拡充 障害者(児)の家庭を支援するために必要な事業である。しかし、市内事業所が7箇所しかなく、必ずしも利用ニーズに応えられていないのが現状である。そのため、サービス利用の促進に向けた検討を行う必要がある。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	日中活動系サービスの提供時間後や児童の放課後の見守り等において、有用なサービスであり、利用促進が必要であるため、当該サービスの質を確保しつつ、事業所の指定基準に短期入所事業所以外の事業所を追加することや事業所の参入を促すための送迎加算を設定する等の実施に向けた検討を行っていく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者（児）医療費助成事業費	3A5K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和48年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	福祉医療課
所属長名	今井 雅雄		

① 事業概要

事業実施趣旨	本人又はその家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、障害のある方が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象（誰を・何を）	健康保険又は後期高齢者医療保険に加入する身体障害者手帳1～3級・知的障害の重度と中度・精神障害者保健福祉手帳1・2級の市民（所得制限あり）
求める成果（どのような状態にしたいか）	医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に、健康保険又は後期高齢者医療保険による医療費（精神障害者は精神疾患による医療費を除く）のうち自己負担分（一部負担金相当額を除く）を助成する。（所得制限あり）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療費助成事業 健康保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。（所得制限額：本人の市民税所得割額23万5千円未満） <対象者数・年間助成総件数・年間助成総額（平成26年度のみ）> 平成24-7,134人・155,727件、平成25-7,123人・157,252件、平成26-7,067人・157,825件・1,040,500千円 ・高齢障害者医療費助成事業 後期高齢者医療保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。（所得制限額：本人の市民税所得割額23万5千円未満） <対象者数・年間助成総件数・年間助成総額（平成26年度のみ）> 平成24-7,467人・261,162件、平成25-7,609人・264,876件、平成26-7,712人・271,631件・768,383千円 【市単独事業】 身体障害者3級、知的障害中度・精神障害者2級の者、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり（県制度は本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり） <平成26年度実績（年間助成総額）> 障害者：354,796千円 高齢障害者：237,789千円 <平成27年度当初予算（年間助成総額）> 障害者：352,328千円 高齢障害者：243,531千円

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,883,355	1,865,033	1,862,591	
需用費	1,239	1,060	1,070	受給者証関係等の消耗品費
委託料	54,258	55,090	55,279	事務委託料
扶助費	1,827,858	1,808,883	1,806,242	年間助成総額
人件費 B	20,496	22,112	16,793	
職員人工数	1.78	1.41	1.04	
職員人件費	13,839	10,527	7,297	
嘱託等人件費	6,657	11,585	9,496	
合計 C (A+B)	1,903,851	1,887,145	1,879,384	
C 国庫支出金				
県支出金	541,477	543,329	545,592	障害者（児）医療費補助金（補助率：1/2）
市債				
その他	215,348	219,253	220,958	広域連合高額医療費収入
一般財源	1,147,026	1,124,563	1,112,834	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1件当たりの医療費助成額※目標・実績の上段が障害者、下段が高齢障害者の数値（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）							単位	円
目標・実績	目標値	6,650	達成年度	27年度	24年度	25年度	26年度	6,593	2,829
		2,959			2,924	2,892			
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 1件当たりの医療費助成額が概ね目標値を維持したことから、受給者が負担すべき額（保険診療医療費の1～3割相当額から一部負担金を除いた額）を抑えることができ、本人又はその家庭のさらなる満足度につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減することができる。また、医療費助成を受けることによって安心して医療を受けることができるため、障害者の健康維持に寄与している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益・見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
---------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市（芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市）と比較すると、所得制限を緩和し、一部負担金は18歳未満が入院負担なしのため、高水準である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	福祉医療費請求書の審査及び医療費支払事務を専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会へ、医療機関等への事務処理費の支払事務を兵庫県福祉医療処理事務所等へ、また、受給者証印刷・封入封かん業務を市内業者へ委託可能であり、既に実施済みである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	維持 医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策事業費	3A61	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和61年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当
所属長名	沖田 信次、富田 憲幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	在宅の重度障害者(児)の経済的負担の軽減や社会参加等を促進する。
対象(誰を・何を)	心身に一定の障害を有する者及びそれらを介護する者
求める成果(どのような状態にしたいか)	手当の支給により常時特別な介護を要する者等の経済的負担の軽減、障害児等が必要な介護が得られない場合の介護人の確保、保健衛生の向上並びに介護知識等の普及を促進することで、障害者等の地域生活を支援する。
事業概要	特別障害者手当等支給事業、重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業、保護者学級
実施内容	<p><特別障害者手当等支給事業>【平成26年度決算 194,055,820円】 精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給。 経過福祉手当(新規受付無し) 月額14,180円【平成26年度実績 31件】 月額14,140円【平成26年度実績 150件】(平成26年4月分から手当額変更) 障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,180円【平成26年度実績 453件】 月額14,140円【平成26年度実績 2,227件】(平成26年4月分から手当額変更) 特別障害者手当(20歳以上) 月額26,080円【平成26年度実績 974件】 月額26,000円【平成26年度実績 4,930件】(平成26年4月分から手当額変更)</p> <p><重度心身障害者(児)介護手当支給事務>【平成26年度決算 4,308,327円】 障害福祉サービス又は介護保険サービスを受けない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(月額10万円)を支給する。 【平成26年度実績 延べ人数 517人】</p> <p><在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業>【平成26年度決算 192,290円】 保護者が疾病等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。</p> <p><心身障害者理美容サービス事業>【平成26年度決算 776,000円】 介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付。【平成26年度実績 利用枚数 388枚】</p> <p><保護者学級>【平成26年度決算 23,000円】 心身障害者(児)を抱える保護者に対して、心理学者・医師・障害者の施設長等を講師とした講座・講習を実施する。</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	202,882	199,355	201,704	
報償費	63	192	110	介護人謝礼
委託料	929	799	995	理容・美容出張サービス等委託料
扶助費	201,890	198,364	200,599	特別障害者等手当/介護手当
人件費 B	6,110	5,060	8,032	
職員人工数	0.75	0.64	0.99	
職員人件費	6,110	5,060	7,821	
嘱託等人件費			211	
合計 C(A+B)	208,992	204,415	209,736	(特別障害者手当等)
C 国庫支出金	147,624	145,561	147,148	特別障害者手当等給付費負担金
県支出金	2,458	2,154	2,200	交付事業(国3/4)として実施。
市債				(介護手当)
その他				重度心身障害者(児)介護手当事業
一般財源	58,910	56,700	60,388	(県1/2)として実施。

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	手当支給件数(特別障害者手当)(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			24年度	5,713
			25年度	5,895
			26年度	5,904
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 今後とも、更なる周知を行い、重度障害者の地域生活の安定を図る。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	特別障害者手当等支給事業は法定事務である。重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業並びに保護者学級は重度障害者等の日常生活の安定や介護者の負担軽減を図るものであり、必要な事業である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質により、受益者負担を求めるものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても、手当支給事務(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・介護手当)については同様の事業を実施されており、概ね同水準である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	特別障害者手当等においては、特別児童扶養手当の支給に関する法律により実施機関は市と定められている。他の事業のうち、保護者学級は委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来像	
内容	特別障害者手当等は法定事務であり、他事業も手当の支給が中心である。	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	手当等の支給については、支給対象者が限定されており、また、経過措置的な制度も含まれるため、件数はほぼ横ばい状態にある。障害者手帳の交付手続に合わせて、引き続き制度周知に取り組んでいく。保護者学級については、講演等による情報の提供と保護者間の情報交換の場として必要な事業である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	手当等の支給に関しては、市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	3A6P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の重症心身障害児(者)で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aを取得している在宅の重症心身障害児(者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	当事業の実施により、保険診療による費用負担が3割から1割へと軽減されるため、重症心身障害児(者)が安心して在宅生活を送ることができる。
事業概要	訪問看護に要した総額から訪問看護療養費として支給される額及びその他給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10に相当する額を控除した額を助成する。
実施内容	<p><申請の手順></p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者は、いったん医療保険における自己負担額(3割相当)を支払い、領収書を持って窓口へ来所。 ○申請書等の記入 ○利用者の口座に療養費を振り込む <p>例:訪問看護療養費利用料(自己負担額)3万円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度利用前 3万円 自己負担 ↓ ○制度利用後 1万円 自己負担 1万円 県 1万円 市

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	226	286	324	
扶助費	226	286	324	訪問看護療養費利用料助成
人件費 B	896	870	396	
職員人工数	0.11	0.11	0.05	
職員人件費	896	870	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,122	1,156	720	
C 国庫支出金				
県支出金	106	143	162	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業補助金(県1/2)
市債				
その他				
一般財源	1,016	1,013	558	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	20	達成年度	26年度	24年度	7	25年度	7	26年度	7
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
平成23年度より開始した事業であるため、今後も周知を行い、必要な人にサービスを提供できるように努める。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	重症心身障害児(者)の自宅療養においては、訪問看護の利用が必要となる場合があるが、当事者及び扶養義務者の経済的負担も大きいため、負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
本事業は、重症心身障害児(者)の在宅医療費を軽減するものである。	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他都市においても、概ね類似の制度が実施されている。
---------------	-------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	訪問看護に係る助成金の支出については、市で行う事務である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	引き続き制度周知に取り組んでいく。
------	----	-------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度より実施した新たな事業であるため、市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	身体障害者手帳交付事業費	3A6W	事業分類	法定事業
根拠法令	身体障害者福祉法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	平成21年度に中核市へと移行したことにより、身体障害者手帳交付事務の実施責任者となった。																																						
対象(誰を・何を)	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者																																						
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民に対して適切かつ迅速に、身体障害者手帳を交付する。																																						
事業概要	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者に対して身体障害者手帳を交付する。(視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害)																																						
実施内容	<p>・平成26年度新規交付件数</p> <table border="1"> <tr> <td>18歳未満</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td>1,341人</td> </tr> </table> <p>・手帳所持者数(平成27年3月31日時点)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>18歳未満</td> <td>18歳以上</td> <td>総数</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>200人</td> <td>6,952人</td> <td>7,152人</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>54人</td> <td>4,064人</td> <td>4,118人</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>58人</td> <td>4,785人</td> <td>4,843人</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>37人</td> <td>5,337人</td> <td>5,374人</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>4人</td> <td>1,019人</td> <td>1,023人</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>18人</td> <td>936人</td> <td>954人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>371人</td> <td>23,093人</td> <td>23,464人</td> </tr> </table>			18歳未満	14人	18歳以上	1,341人		18歳未満	18歳以上	総数	1級	200人	6,952人	7,152人	2級	54人	4,064人	4,118人	3級	58人	4,785人	4,843人	4級	37人	5,337人	5,374人	5級	4人	1,019人	1,023人	6級	18人	936人	954人	計	371人	23,093人	23,464人
18歳未満	14人																																						
18歳以上	1,341人																																						
	18歳未満	18歳以上	総数																																				
1級	200人	6,952人	7,152人																																				
2級	54人	4,064人	4,118人																																				
3級	58人	4,785人	4,843人																																				
4級	37人	5,337人	5,374人																																				
5級	4人	1,019人	1,023人																																				
6級	18人	936人	954人																																				
計	371人	23,093人	23,464人																																				

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	668	648	656	
需用費	668	641	656	手帳カバー等消耗品費
扶助費		7		
人件費 B	34,583	30,790	30,011	
職員人工数	4.43	4.10	3.93	
職員人件費	30,382	27,002	25,523	
嘱託等人件費	4,201	3,788	4,488	
合計 C(A+B)	35,251	31,438	30,667	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	35,251	31,438	30,667	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	身体障害者手帳(新規)の交付件数(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	1,729	25年度	1,557	26年度	1,355
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 今年度も適切かつ迅速に手帳を交付することができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的としており、受益者に負担を求める性質のものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	身体障害者福祉法第43条の2の規定により、中核市たる本市が処理するものとされている。																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	平成26年4月1日より肢体不自由の認定基準の一部が変わったこともあり、新規交付件数は減少したが、身体障害者手帳の所持者数は増加している。今後も継続して速やかに手帳交付を行う予定である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	適切に手帳を交付できるよう努め、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	-------------------------------------

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	障害福祉サービス事業者指定等事業費 3A6X	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	地域主権一括法に基づき平成24年度より障害福祉サービス事業者等の指定等及び実地指導等の業務が県から移譲された(平成23年度は準備期間)。また、平成25年度より県条例に基づき業務管理体制の事務も移譲され、事業者等の管理等を一体的に行うようになった。
対象(誰を・何を)	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、移動支援事業者及び日中一時支援事業者、又はその事業を行おうとする者
求める成果(どのような状態にしたいか)	事業を行おうとする者に対して、事業所指定等に関する相談や情報提供を行うとともに、法令に基づく適切な事業所指定等を行う。また、適正な事業運営のための実地指導等を行う。
事業概要	事業所指定申請書等の受理及び指定等及び事業所管理システムによる台帳への登録及び管理、事業者への実地指導並びに事業所指定等に関する情報の発信を行う。
実施内容	平成26年度 ・障害者自立支援法指定事業者管理システム使用料・・・907千円(使用料及び賃借料) ・消耗品等(書籍、封筒その他文具等)の購入・・・193千円(需用費)

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	991	1,100	1,409	
旅費	0	0	65	
需用費	109	193	329	消耗品費の購入
使用料及び賃借料	882	907	1,015	システム及び会場使用料
人件費 B	19,647	20,064	34,308	
職員人工数	2.00	2.10	3.00	
職員人件費	16,292	16,603	23,775	
嘱託等人件費	3,355	3,461	10,533	
合計 C(A+B)	20,638	21,164	35,717	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	103	22	13	兵庫県移譲事務市町交付金
市債				
その他				
一般財源	20,535	21,142	35,704	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請書等(指定、更新、変更、加算、休止、廃止)受理後の処理件数(書類提出件数が予測できないため、成果指標の設定は不可)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度
			24年度	1,989
			25年度	1,926
			26年度	2,193
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 適正に業務を行った。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録手数料の徴収については、事務移譲前における兵庫県の考え方及び他都市の状況を踏まえて見送ったところであるが、将来的には、検討していく必要がある。
-----------------	--	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県内では神戸市、姫路市及び西宮市が同様の業務を行っており、システムについては県、各市とも同じ業者のシステムを使用している。法令に基づく事務であり、条例委任部分についても各市とも県の動向に合わせているため、業務内容に特段の差異は見られない。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	行政の責任において実施する必要がある(システムの使用を除く)。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来 ○	内容 業務の性格上、行政の責任において実施する必要がある。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	平成24年度より県から移譲された事務である。事業者数や届出書類等の増加により事務量が増加したため、26年度より嘱託職員を2名増し、事務の整理を行いつつ、適正に業務を行った。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	庁内において、事業者指定については介護保険事業担当と、実地指導については法人指導課との共同業務が多いため、引き続き情報を共有する等連携をはかり、適正に業務を行う。また、サービス提供の適正化を図るための体制整備等について、引き続き検討を行い、関係部署との連携を図っていく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者自立支援制度支給関係事業費 3A71	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当
所属長名	沖田 信次、富田 憲幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者自立支援制度に関する事務経費
対象 (誰を・何を)	障害者自立支援制度に関する事務経費
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害者自立支援制度の周知を図るとともに、支給決定に必要な調査及び医師意見書の作成並びにサービス費の円滑な支給等を行う。
事業概要	障害福祉サービス支払手数料、障害支援区分認定審査医師意見書作成料、印刷費等消耗品、調査等旅費、自立支援協議会学識経験者謝礼
実施内容	<p>【平成26年度実績(主なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市自立支援協議会委員報償費： @10,000×27人 ・障害支援区分認定調査等旅費、研修説明会等旅費 ・障害者自立支援制度にかかる消耗品・印刷費用等 ・認定審査会医師意見書作成手数料： 1,213件 ・国保連合会支払事務委託料： @150×55,399件 (障害福祉サービスの支払審査事務の委託料) ・障害支援区分認定調査等における高速道路使用料 ・国保連合会とのデータ連携回線使用料・通信料 等

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	17,094	17,203	21,909	
報償費	350	372	986	協議会委員報償費
需用費	1,173	1,134	1,338	
役員費	4,544	5,697	9,334	意思意見書作成手数料等
委託料	8,715	8,310	9,267	国保連支支払事務委託料
その他	2,312	1,690	984	
人件費 B	46,653	42,331	52,545	
職員人工数	1.30	0.47	1.20	
職員人件費	10,590	3,716	9,510	
嘱託等人件費	36,063	38,615	43,035	
合計 C (A+B)	63,747	59,534	74,454	
C 国庫支出金	3,968	6,637		障害支援区分認定等事務費
県支出金				補助金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	59,779	52,897	74,454	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	障害福祉サービス支払事務委託件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	51,278	25年度	58,097	26年度	55,399
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	障害福祉サービス費の支払に要する経費であることから、特に、目標値は設定しない。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性	障害者自立支援制度の適正かつ円滑な事業運営のために必要な経費である。
有効性	障害福祉サービスの支払事務、障害支援区分認定審査及び調査等を円滑に行っている。

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業実施に伴う事務経費であるため、受益者負担は発生しない。
-----------------	--	-------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務事業等の執行に必要な経費であり、他都市においても同様である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現在の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	障害福祉サービスの支払事務の一部については、国民健康保険団体連合会に委託している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 引き続き適正な事務を行っていく。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	維持	障害者自立支援制度の施行後、利用件数は年々増加傾向にあるため、支払審査事務の委託や認定審査会の運営等、適正な事務の執行に努めている。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	年々件数が増加傾向にある請求事務に対応していくため、重複チェックなどを行う請求審査システムを活用するなど、引き続き、適切かつ円滑な制度運営に努めていく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者福祉ホーム事業補助金	3A9R	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助する。
対象(誰を・何を)	尼崎市からの入所者を受け入れている施設(福祉ホーム)
求める成果(どのような状態にしたいか)	受入れ施設(福祉ホーム)の適正かつ円滑な運営を図る。
事業概要	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助している。
実施内容	<p>障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、福祉ホームの適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>1 対象施設 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設置及び運営に関する基準を満たす福祉ホームを運営する社会福祉法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者福祉ホーム 西山寮 1名 ・精神障害者福祉ホーム 鎌倉荘 3名 <p>2 基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉ホーム (216,580円+7,350円)×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・精神障害者福祉ホーム 227,670円×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・身体障害者福祉ホーム ・定員5人～9人 3,216,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・定員10人～19人 3,833,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員 ・定員20人～29人 5,068,000円÷12月×本市入居者月初日在籍延人員/定員

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	536	339	819	
負担金補助及び交付金	536	339	819	
人件費 B	407	395	317	
職員人工数	0.05	0.05	0.04	
職員人件費	407	395	317	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	943	734	1,136	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金は障害者(児)移動支援事業費に全額充当
その他				
一般財源	943	734	1,136	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	入所者数							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	3	25年度	4	26年度	4
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営がなされている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営に寄与している。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日 障発第0801002号)に基づき「尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱」を定め実施している。近隣他都市においても概ね同水準で実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来 ● ○
内容	福祉ホームを円滑に運営できるように、補助を行っている。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営及び障害者の福祉の増進に寄与している。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	施設の安定的な運営に寄与するため、今後も引き続き補助を実施していく。
--------	------------------------------------

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担等補助金 3AB1	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担金補助交付要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。その軽減を図るために事業を実施するものである。
対象(誰を・何を)	児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者
求める成果(どのような状態にしたいか)	施設利用についての経済的負担を軽減し、心身障害児の療育を促進する。
事業概要	児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。
実施内容	<p><対象者> 市内に居住し、次の児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者 (1)障害児入所施設 (2)児童福祉法第27条第1項第3号の措置に代えて、医療型障害児入所施設と同様の療育を行う指定医療機関 (3)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)施行前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由通園施設、それ以外の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の指定を受けていた施設。</p> <p><補助方法> 申請があった扶養義務者に対し、施設利用者負担金(食費・光熱費、医療費、日用品費等を除く定率負担額)に2分の1を乗じて得た額を補助する。 滞納があった場合は、その額については補助しない。 負担金が生じた月から2年を超えたときは、当該月分の申請はできない。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,570	2,579	2,633	
負担金補助及び交付金	2,570	2,579	2,633	
人件費 B	896	870	793	
職員人工数	0.11	0.11	0.10	
職員人件費	896	870	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,466	3,449	3,426	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	3,466	3,449	3,426	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請延件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	1,416	達成年度	-年度	24年度	988	25年度	950	26年度	893
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 対象者には個別に通知しており漏れはない。年度によって施設利用者数に変動がある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他市においても類似の制度が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来 ● ○
内容	補助金事業は市で行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持 年度によって施設利用者数に変動があり、対象者数も変動するため、引き続き利用者への周知に取り組んでいく。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	他の制度との整合やサービス利用に係る適正負担の有りかた等を検証しながら、引き続き取り組んでいく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費(たじかの園)	3K1G	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和42年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	10 児童福祉費
			目	40 たじかの園費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・障害福祉センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象(誰を・何を)	たじかの園
求める成果(どのような状態にしたいか)	通園児が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、通園児に対する福祉の増進を図る。
事業概要	たじかの園の維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立たじかの園における維持管理経費の負担 尼崎市立たじかの園は、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター及び立花体育館と身体障害者福祉センターとの占有面積按分にて各々負担している。 (面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育総合センター 49.19% 障害福祉課 31.6% 身体障害者福祉センター 14.55% たじかの園 17.05% 立花体育館 19.21%

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	8,663	7,444	8,674	
需用費	3,558	3,481	4,369	光熱水費等
役務費	15	15	16	受水槽等清掃業務手数料
委託料	4,929	3,948	4,289	施設維持管理業務委託料
工事請負費	161			
人件費 B	1,140	1,107	1,184	
職員人工数	0.14	0.14	0.08	
職員人件費	1,140	1,107	634	
嘱託等人件費			550	
合計 C (A+B)	9,803	8,551	9,858	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,803	8,551	9,858	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	24年度	-	25年度	-	26年度	-
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 通園児が快適に施設を利用するための適切な維持管理ができています。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性	肢体不自由児が自立して生活できるようになるためには、療育体制の確保が必要であり、専門的リハビリテーション機能を持つ施設を快適に利用できるよう、維持管理が必要である。 療育環境の整備を促進することで、児童一人一人の能力や可能性など発達段階に応じたきめ細かな指導及び支援に努めることができる。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設維持管理に要する経費であり、負担を求めるのは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	維持管理経費の負担については、市により実施している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 維持管理経費の支出

⑧ 総合評価

総合評価	維持	予算の枠内で、施設の修繕、機器の保守点検等を行い、適切な維持管理業務を実施している。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	肢体不自由児、それぞれの症状に応じた機能訓練、言語訓練、生活指導、保育などを個別的、集団的に行っているたじかの園の施設維持管理業務は必要な事業である。今後も、適切な維持管理業務に努める。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	障害者(児)自立支援事業費	3A11	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業区分	義務等
個別計画	障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。				
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当、健康増進課、障害福祉課、生活支援相談課	所属長名	富田 憲幸、森田 幸子、沖田 信次、上野 裕司

① 事業概要

事業実施趣旨	障害のある人が社会の中で障害のない人と同じように生活し、活動することについての支援が必要である。
対象(誰を・何を)	障害者及び障害児
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者(児)の地域での生活の安定を進め、また、就労等による社会参加及び自己実現を促す。
事業概要	障害のある人がホームヘルプや通所サービス等の支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービスの提供に係る自立支援給付費等を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<p><平成26年度実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費等事業費(介護給付、訓練等給付、相談支援等):7,170,069千円 介護給付費等事業費(措置分):16,311千円 グループホーム等利用家賃補助:18,714千円

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,839,101	7,205,094	7,768,745	
扶助費	6,839,101	7,205,094	7,768,745	介護給付費等事業費等
人件費 B	29,957	36,101	24,166	
職員人工数	3.30	3.66	2.28	障害者自立支援給付費等負担(補助)金(介護給付等事業)事業として
職員人件費	26,067	30,564	17,696	
嘱託等人件費	3,890	5,537	6,470	実施(国1/2、県1/4)
合計 C(A+B)	6,869,058	7,241,195	7,792,911	しかし、訪問系サービスについては国庫負担基準が別に定められてお
Cの財源内訳				り基準を所要額が上回っているため、一般財源の支出が増加している。
国庫支出金	3,233,650	3,450,249	3,680,471	
県支出金	1,634,251	1,765,999	1,850,414	
市債			102	
その他一般財源	2,001,157	2,024,947	2,261,924	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	自立支援医療等事業費	3A1A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法		事業区分	義務等
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。				
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当、保健センター	所属長名	沖田 信次、富田 憲幸、鈴木 啓史

① 事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減するために必要な手術並びに療養介護などにかかる医療費が高額であることから、本事業を実施し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減することを目的とした医療の費用助成を行うことで、職業能力を増進するなど、社会生活や日常生活を容易にする。また、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者の生活の安定を図る。
事業概要	健康保険適用額及び自己負担額等を差し引いた金額の助成を行う。
実施内容	<p>《対象者》 【更生医療】18歳以上で身体障害者手帳を有する者 【育成医療】既存疾患を放置する将来において障害を残すと認められる児童 【療養介護医療】療養介護を利用している者にかかる医療</p> <p>《対象となる障害》 (更生医療・育成医療)下記①～⑦の内、医療を行うことにより改善されるか、機能の維持が保たれる効果が期待できるもの。 ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤ 内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸、肝臓機能によるもの)※更生医療は心臓、じん臓、小腸、肝臓機能に限る ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害 ⑦ 先天性的内臓の機能障害(⑤を除く・育成医療のみ)</p> <p>《助成内容》 自己負担額を医療費の1割とする。なお、所得に応じて月額自己負担上限額の設定あり。</p> <p>(療養介護対象者) 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であつて、障害程度区分が区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であつて、障害程度区分が区分5以上の者</p> <p>《助成内容》 本人収入や世帯区分状況に応じて算定</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,182,999	1,292,429	1,289,415	
委託料	475	493	497	診療報酬支払審査委託料
扶助費	1,182,524	1,291,936	1,288,918	自立支援等医療費
人件費 B	10,119	9,057	11,916	
職員人工数	1.31	1.21	1.47	
職員人件費	9,933	8,871	10,605	
嘱託等人件費	186	186	1,311	
合計 C(A+B)	1,193,118	1,301,486	1,301,331	
Cの財源内訳				
国庫支出金	591,225	645,967	644,458	自立支援医療等事業費負担金
県支出金	295,638	322,983	322,228	事業(国1/2、県1/4)及び自立支援制度関係事業費補助金事業(県3/4)として実施。
市債				
その他一般財源	306,255	332,536	334,645	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金	3A96	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を、国と市が協調して補助することにより、社会福祉施設等の整備を促進し、障害者の福祉の増進に寄与する。
対象 (誰を・何を)	社会福祉法人等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害者支援に必要な基盤整備の促進及び施設入所者等の福祉の向上を図る。
事業概要	特別支援学校を卒業する重度の障害者等が地域で活動し、社会参加できるよう、社会福祉施設の整備費を補助する。
実施内容	生活介護事業所の整備法人に対し、施設整備に係る補助金を交付する。 (補助金支出先:社会福祉法人あまーち) 平成25年度予算で計上(当初予算:136,730千円)していたが、国庫補助の内示の遅れにより、工事の年度内完了ができなかったため、26年度に事業費を繰越した。(平成25年度→26年度繰越明許)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	136,730	0	
需用費		136,730		
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	0	316	0	
職員人工数		0.04		
職員人件費		316		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	137,046	0	
Cの財源内訳				社会福祉施設等施設整備費補助金(補助率2/3)
国庫支出金		91,153		
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	45,893	0	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	社会福祉施設開設準備補助事業費	3A9A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市社会福祉施設開設準備補助金交付要綱		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	社会福祉法人等が市内で施設を開設し、本市が、当該施設の整備について補助を行った場合において、当該施設の準備等に要する事業費の一部を補助することにより、円滑な施設開設に向けた一助とし、障害者の福祉の増進に寄与する。
対象 (誰を・何を)	社会福祉法人等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	社会福祉法人等が市内で施設を開設し、本市が、当該施設の整備について補助を行った場合において、当該施設開設の準備等に要する事業費の一部を補助する。
事業概要	社会福祉施設等整備費補助金の交付を受けた社会福祉法人が施設を開設する場合において、当該施設の準備等に要する事業費の一部を補助する。
実施内容	(補助対象事業者) 市内において障害者総合支援法第28条第1項第6号又は同条第2項第1号、第2号もしくは第3号に掲げる障害者福祉サービスを行うための施設を新たに開設する社会福祉法人等であってかつ、当該施設の整備について補助を行った又は行うことを決定した者とする。 (補助対象事業費) 当該施設の開設日前1月(開設日を除く。)に雇用した職員(医師は除く。)に係る人件費相当額 (補助実績) 平成26年度 生活介護事業所(社会福祉法人あまーち)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	763	0	
負担金補助及び交付金		763		
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
人件費 B	0	79	0	
職員人工数		0.01		
職員人件費		79		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	842	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	842	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	阪神7市1町障害福祉関係分担金等負担金	3A9K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成6年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	最重度の身体障害者が利用できる短期入所先を確保し、当該障害者を介護する者の病気等による不在や一時休息を確保することにより、当該障害者の地域生活の安定を図る。
対象(誰を・何を)	ショートステイ専用ベッドを運営する施設(社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会「はんしん自立の家」)
求める成果(どのような状態にしたいか)	ショートステイ専用ベッドを運営する施設の安定的な運営に寄与する。
事業概要	阪神7市1町の広域での取り組みとして、ショートステイ専用ベッド4床の確保に伴う専門職員の配置に対して、運営補助を行う。
実施内容	○ はんしん自立の家ショートステイ運営分担金、阪神7市1町の広域での取り組みとして、平成5年度にショートステイ専用ベッド4床の増設を行った。このショートステイ専用ベッドの確保に伴う専門職員の配置に対して、運営補助を行う。 分担割合 平成6年度～平成7年度 均等割 2割、人口割 8割 平成8年度～平成18年度 均等割 2割、人口割 5割、利用者割 3割 平成19年度 均等割 2割、人口割 4割、利用者割 4割 平成20年度～ 均等割 2割、人口割 3割、利用者割 5割

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,301	1,295	1,240	
負担金補助及び交付金	1,301	1,295	1,240	
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,708	1,690	1,636	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,708	1,690	1,636	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	障害児通所支援等給付費	3D61	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当、障害福祉課
所属長名	富田 憲幸、沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害のある児童がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばす。
対象(誰を・何を)	障害児
求める成果(どのような状態にしたいか)	日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練、その他必要な支援を行うことで、児童の自立が助長される。
事業概要	障害のある児童が児童発達支援(医療型を含む)などを受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービス提供にかかる障害児通所支援等給付費を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<平成26年度実施内容> 障害児通所支援等給付費: 815,308千円 (児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス)

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	588,460	815,308	1,007,301	
委託料	13	11	10	
扶助費	588,447	815,297	1,007,291	
人件費 B	7,556	8,106	21,209	障害児通所支援等給付費負担(補助)金として実施
職員人工数	0.45	0.50	1.90	(国1/2、県1/4)
職員人件費	3,666	3,953	14,809	
嘱託等人件費	3,890	4,153	6,400	なお、当該事業は、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月に事業が再編されるとともに、その実施主体が県から市へ移譲された。
合計 C(A+B)	596,016	823,414	1,028,510	
C 国庫支出金	292,283	403,658	503,644	
市債	146,142	201,829	251,821	
市債				
その他				
一般財源	157,591	217,927	273,045	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(あこや学園) 3J1K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立あこや学園の設置及び管理に関する条例	事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和38年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	10 児童福祉費
		目	35 あこや学園費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして、市内に居住する1歳6か月以上から就学前までの発達に遅れのある幼児に療育指導を行う。通園バスで送迎し、クラス別、個別療育や保護者集会等を通して園児の成長発達を促すとともに家庭と連携して療育を行っている。
対象(誰を・何を)	知的障害児とその保護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	集団生活を通して園児の社会性をのばし、自立に必要な生活習慣を体得させることで、園児の全面的な成長や発達を促す。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の縮減を行うつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(3期目) 指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <p>竣工年 平成18年(尼崎市三反田町1丁目1-1)</p> <p>構造等 鉄骨造2階建て</p> <p>延べ床面積 965.12㎡、敷地面積 2,275.22㎡</p> <p>施設種別: 児童福祉法第43条に基づく、知的障害児通園施設</p> <p>3 事業内容、実績</p> <p>発達の遅れのある1歳6か月以上から就学前までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>平成27年3月初日在籍児童数: 52名</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	123,051	134,710	134,720	
委託料	123,051	134,710	134,720	
人件費 B	1,548	1,897	1,184	
職員人工数	0.19	0.24	0.08	
職員人件費	1,548	1,897	634	
嘱託等人件費			550	
合計 C(A+B)	124,599	136,607	135,904	財源内訳(その他)は自己負担金、給食費。
C 国庫支出金				県支出金は、障害福祉サービス事業として実施。
市債				平成24年度より国保連から直接
その他	90,160	97,169	81,559	尼崎市に歳入が入るため、諸収入
一般財源	34,439	39,438	54,345	として予算計上している。

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	指定管理関係経費(あこや学園) 3J1P	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立あこや学園の設置及び管理に関する条例	事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和38年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	10 児童福祉費
		目	35 あこや学園費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	あこや学園のトイレ及び厨房の排気ダクトの修繕を行う。
対象(誰を・何を)	あこや学園
求める成果(どのような状態にしたいか)	通園児が施設を快適に利用することができるように、必要な施設の保全を行う。
事業概要	・あこや学園トイレ壁タイル他修繕工事 ・あこや学園厨房排気ダクト修繕工事
実施内容	<p>・あこや学園トイレ壁タイル他修繕工事</p> <p>トイレについては一部の壁タイル部分の劣化が進み、剥離していることから修繕を行う。また、排水溝部分も劣化が進み、排水不良であることから併せて修繕を行う。</p> <p>・あこや学園厨房排気ダクト修繕工事</p> <p>厨房の排気ダクトから雨水が入り込み、厨房部分に雨漏りが生じることから、修繕を行う。</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	717	0	
需用費		717		
人件費 B	0	79	0	
職員人工数		0.01		
職員人件費		79		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	796	0	
C 国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	796	0	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(たじかの園) 3K1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例	事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和42年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	10 児童福祉費
		目	40 たじかの園費

施策の展開方向	(08-1) 地域での在宅生活を支える。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして、市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、医師、理学療法士、指導員などの専門職員が診断・検査・観察を行い、それぞれの症状に応じた機能訓練、言語訓練、生活指導、保育などを個別的、集団的に行っている。
対象(誰を・何を)	肢体不自由児とその保護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	肢体不自由児が機能訓練や生活指導を受けることで、将来、社会において自立ができるようになることを目指す。また、保護者とともに通園することで、保護者に機能訓練や療育の方針、方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらう。
事業概要	指定管理者が管理運営を行うことにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の節減を行うつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月から指定管理者制度を導入 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)3期目 指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工年 昭和60年(尼崎市三反田町1丁目1-1、教育・障害福祉センター内1階部分) 構造等 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て 述べ床面積 1,158.11㎡、敷地面積 1,159.65㎡ <p>3 事業内容、実績</p> <p>肢体不自由な児童が保護者とともに通園して、将来、社会において、自立ができるよう、保護者に機能訓練や療育の方針、方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらうことを目的としている。</p> <p>平成27年3月初日在籍児童数：26名</p>

② 事業費

(単位:千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	121,482	139,105	139,095	
委託料	121,482	139,105	139,095	
人件費 B	652	1,186	634	
職員人工数	0.08	0.15	0.08	
職員人件費	652	1,186	634	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	122,134	140,291	139,729	
C 国庫支出金				
の 県支出金	100	28	119	
市債				
その他	39,738	36,491	37,291	
内訳 一般財源	82,296	103,772	102,319	

(このページは白紙です)

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者(児)相談支援事業費	3A1R	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成19年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当、健康増進課
所属長名	沖田 信次、富田 恵幸、森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助とともに、関係機関との連絡調整等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援する。
対象(誰を・何を)	障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者等が自らが希望する場所で、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようになる。
事業概要	障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。また、在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。
実施内容	<p>【障害者(児)相談支援事業】 (相談内容) 福祉サービス利用援助・社会資源活用支援・権利擁護・専門機関の紹介・保健医療など (相談方法) 訪問・来所・電話・その他 (実施方法) 市で直接行うほか、社会福祉法人(6法人・7施設)に委託。 (平成26年度実績) 延相談回数17,581回</p> <p>【障害児等療育支援事業】 (事業の内容) (1)在宅支援訪問療育等指導事業(巡回相談、訪問による健康診査) (2)在宅支援外来療育等指導事業 (3)支援施設一般指導事業 (実施方法) 社会福祉法人(5法人・5施設)に委託。 (平成26年度実績) 在宅支援訪問療育等指導事業 328件 在宅支援外来療育等指導事業 2,159件 施設支援一般指導事業 117件</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	89,932	94,350	101,336	
委託料	89,932	94,350	101,336	
人件費 B	10,149	9,911	19,159	
職員人工数	0.65	0.91	1.80	
職員人件費	6,109	6,451	13,892	
嘱託等人件費	4,040	3,460	5,267	
合計 C(A+B)	100,081	104,261	120,495	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
其他			749	基金運用収入(市民福祉振興基金)
財源内訳	100,081	104,261	119,746	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	相談支援事業の延べ相談件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	10,773	25年度	14,302	26年度	17,581
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 当該事業の目的から判断すると、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、今後も障害者(児)の様々なニーズに対応できるよう、情報の提供や助言を行っていく。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性 有効性	当該事業は、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むために、障害者やその保護者、介護者等の多様な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことを目的としたものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)における地域生活支援事業に必須事業として位置づけられている。
------------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 相談支援は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の必須事業として実施しており、阪神間の自治体においても、そうした専門の知識やノウハウを持った事業所に委託して実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害のある市民等からの相談に応じる一般の相談支援については、行政機関と同様に委託先でも担っているが、権利擁護を実現するための障害福祉サービスの支給決定や措置についての決定権は行政のみである。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来像	内容 行政と委託先が連携して事業を実施している。

⑧ 総合評価

総合評価	拡充	サービスなど諸制度の周知・普及によって潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人の増加等に伴い、委託相談支援事業所における相談件数は増加している。また、支援対象となる障害のある人等の範囲が広がるなど、今後も相談件数の増加が見込まれる状況にある。さらに、相談内容も複雑化かつ専門化していることから、新たな委託先の確保や相談員の知識の向上など相談支援体制の整備が必要である。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も相談支援事業の必要性和重要性が益々高まってくることから、委託相談支援事業所の拡充や基幹相談支援センターの設置など、さらなる相談支援体制の充実に向けて検討する必要がある。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	3A25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当
所属長名	富田 憲幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	発語が困難な重度障害者の入院時において、医師等との意思疎通に必要な支援に要する費用の一部又は全部を助成することで、円滑な診療行為等を得られやすくする。
対象（誰を・何を）	障害福祉サービス（内の重度訪問介護）の支給を受けている者のうち、一般的な意思伝達手段（通常会話、筆談など）が困難な者
求める成果（どのような状態にしたいか）	最重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通を確保することで、安心した入院生活を可能とする。
事業概要	発語が困難などで入院時に医師等との意思疎通が十分に図れない重度障害者が、意思疎通に係る支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するもの。
実施内容	<p>（支援内容） 重度障害者が入院時において医療従事者との円滑な意思疎通が図れるよう、当該障害者との意思疎通に慣れた者が行うコミュニケーション支援に要する費用を助成する。 （助成対象日数、時間） 1回の入院につき、入院時から30日を限度とする。総利用時間は200時間以内。 （平成26年度実績） 利用者数 1人 利用日数 4日 市負担額 48,750円</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	420	49	300	
扶助費	420	49	300	
人件費 B	815	791	476	
職員人工数	0.10	0.10	0.06	
職員人件費	815	791	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,235	840	776	
C 国庫支出金の財源内訳				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,235	840	776	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用日数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	日				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	43	25年度	53	26年度	4
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		重度障害者(発語困難など)の入院時の安定生活を図るため、今後も必要である。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性	当該事業は、発語が困難な重度障害者が入院したときに、医師をはじめとする医療従事者との意思疎通の確保を図るため、意思の疎通に熟練した者が本人に代わって意思疎通を行う際、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものであり、重度障害者が円滑な診療行為等を受けることを支援し、安心した入院生活の確保を図ることを目的として実施している。その必要性は高いと考える。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)のコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体と基準比較	当該事業は、重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)に限った利用であり、阪神間において障害者数が多い本市、及び神戸市や西宮市においてはその事業の必要性は高く、ほぼ同水準で実施している。
-----------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。(平成25年4月1日より、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正された。)
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容
現状		●
将来像		○
		実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は障害福祉サービス事業者が行う。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	当該事業は、発語が困難な重度障害者が治療のため入院した際、医師など医療従事者との意思疎通が十分に図れないために、意思の疎通に熟練した者から支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものである。事業内容を踏まえた場合、その必要性は高いことから、引き続き実施していくことは必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	障害者の生命に関わる事業であり、事業の必要性は高く、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	心身障害者相談事業費	3A5T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市心身障害者相談員設置要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和42年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者又は知的障害者本人若しくは家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更生に必要な援助を行うために、社会的信望があり、かつ障害者に対する更生援護に熱意と見識を持つ者を相談員として委嘱し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
対象(誰を・何を)	市内の身体障害者、知的障害者及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内の心身障害者の相談を受け、必要な指導等を行い障害者の福祉の増進に寄与する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域活動の中核となり、その推進を図る。 ・障害のある者の更生援護に関する相談指導を行う。 ・障害のある者の更生援護につき関係機関の業務に協力する。 ・関係機関との連携を図る。
実施内容	<p>身体障害者相談員40人、知的障害者相談員12人により市内に居住する心身障害者の相談を受ける。平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長が委嘱する。平成26年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員の受けた相談の総計は888件 ・知的障害者相談員の受けた相談の総計は167件 <p>平成25年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員の受けた相談の総計は412件 ・知的障害者相談員の受けた相談の総計は 71件であった。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,025	952	1,087	
報償費	937	936	972	相談員への謝礼
需用費	68		91	消耗品費
役員費	16	16	16	
使用料及び賃借料	4		8	研修会会場借上料
人件費 B	1,792	1,660	793	
職員人工数	0.22	0.21	0.10	
職員人件費	1,792	1,660	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,817	2,612	1,880	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,817	2,612	1,880	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	988	25年度	483	26年度	1,055
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	市内居住の心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行い、市などの公的機関とのパイプ役を担っている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市内居住の心身障害者に対して、適時、相談及び指導を行い、相談事業の一端を担っている。市内居住の心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行うことにより、市などの公的機関と結ぶ役割・機能を有している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、身体障害者又は知的障害者本人若しくは家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更正に必要な援助を行うものであり、負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長からの委嘱となる。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定により、それぞれ設置されるものであり、兵庫県、神戸市と並んで、中核市たる本市、姫路市及び西宮市で実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	知識等豊富な相談員を市が委嘱し、研修等を行いながら事業を運用するのが効果的と考える。																	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容 知識等豊富な相談員の協力を得ながら実施している。																	
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○
	A	B	C	D	E														
現状				●															
将来像				○															

⑧総合評価

総合評価	維持	相談員各人の知識と経験を活用して、市内居住の心身障害者に対する相談及び指導を行い、市などの公的機関との橋渡しの役割・機能も有し活動している。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	相談員の資質向上のために研修会等を実施し、相談事業の充実を図り、より一層行政との連携を深めていく必要がある。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者計画等策定事業費	3A6A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者基本法・障害者総合支援法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-2) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	障害者基本法第11条に基づく「尼崎市障害者計画(第3期)」及び障害者総合支援法第88条に基づく「尼崎市障害福祉計画(第4期)」を策定し、本市における障害者施策の推進を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者基本法の改正(H23)や障害者総合支援法の成立(H24)、障害者差別解消法の成立(H25)、そして、障害者権利条約の批准(H26)など、障害者施策については近年で大きく進展しており、それに伴って障害のある人を取り巻く環境や施策等も大きく変化している。このような変化に柔軟に対応していくとともに、本市における障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進していくため、「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定する。
事業概要	現行の「尼崎市障害者計画(第2期)」及び「尼崎市障害福祉計画(第3期)」については、どちらも平成26年度までの計画期間となるため、平成25年度に実施した市内の障害のある人へのアンケート調査結果をはじめ、本市の社会保障審議会障害者福祉等専門分科会における審議や当事者及びその家族、関係団体等が参画する尼崎市自立支援協議会の意見などを踏まえ、次期計画の策定に取り組む。
実施内容	<p>尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会やその下に設置した計画策定部会において審議を行い、「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉等専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> 【委員構成】 22名 学識経験者:6名、社会福祉事業従事者:13名、市議会議員:3名 【開催回数】 4回 計画策定部会(3部会) <ul style="list-style-type: none"> 【委員構成】 30名(第1部会:12名、第2部会:10名、第3部会:8名) 【開催回数】 9回(第1部会:5回、第2部会:2回、第3部会:2回) 尼崎市障害者福祉施策推進会議 <ul style="list-style-type: none"> 【委員構成】 20名 【開催回数】 1回 <p>・上記のほか、尼崎市自立支援協議会において報告や協議等を行い、意見を伺っている。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,471	4,349	316	
報償費	6	77	125	分科会・部会手話通訳者等謝礼
旅費	—	39	61	
需用費	148	371	124	分科会会議資料
委託料	4,317	3,825	—	
使用料及び賃借料	—	37	6	
人件費 B	1,056	5,639	2,858	
職員人工数	0.11	0.54	—	
職員人件費	896	4,269	—	
嘱託等人件費	160	1,370	2,858	委員報酬
合計 C(A+B)	5,527	9,988	3,174	
Cの財源内訳				
国庫支出金	—	—	—	
県支出金	—	—	—	
市債	—	—	—	
その他	—	—	—	
一般財源	5,527	9,988	3,174	

(このページは白紙です)

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	意思疎通支援事業費	3A20	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和62年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当
所属長名	沖田 信次、富田 憲幸		

①事業概要

事業実施趣旨	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者及び視覚聴覚重複障害者(盲ろう者)が、公的機関及び医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付添いが得られない場合に、手話通訳者、要約筆記者又は盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、円滑な意思疎通を図り聴覚障害者等の福祉の増進を図る。またその従事者を養成する。
対象	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者、盲ろう者
求める成果	聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、地域で安心して生活ができる。
事業概要	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関及び医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときに、事前に登録している対象者に対して手話通訳者又は要約筆記者又は盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その手話通訳者及び要約筆記者又は盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。
実施内容	<p><手話通訳者派遣事業>昭和62年度開始 (派遣方法) あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、手話通訳者を派遣する。 (平成26年度実績) 派遣件数 785件 派遣時間 1,449時間</p> <p><要約筆記者派遣事業>平成19年度開始 (派遣方法) あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、要約筆記者を派遣する。 (平成26年度実績) 派遣件数 155件 派遣時間 360時間</p> <p><手話通訳者養成事業>昭和62年度開始 (実施方法) 市民を対象に、手話通訳者派遣事業で手話通訳者として派遣可能な人材を育成する。 (平成26年度実績) (基礎)受講者:13名 修了者:13名 (通訳Ⅱ)受講者:10名 修了者:10名</p> <p><要約筆記者養成事業>平成24年度開始 (実施方法) 市民を対象に、要約筆記者派遣事業で要約筆記者として派遣可能な人材を育成する。 (平成26年度実績) (基礎)受講者:7名 修了者:7名 (応用)受講者:5名 修了者:5名</p> <p><盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業>平成26年度開始 (派遣方法) あらかじめ登録申請をしている派遣対象者から派遣申請を受け、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。 (平成26年度実績) 派遣件数 6件 派遣時間 23時間</p> <p><盲ろう者向け通訳・介助員養成事業>平成26年度開始 (実施方法) 市民を対象に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で盲ろう者向け通訳・介助員として派遣可能な人材を育成する。 (平成26年度実績) 受講者:2名 修了者:2名</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,815	8,316	8,585	
委託料	6,815	8,316	8,585	
人件費 B	6,169	6,707	6,807	
職員人工数	0.12	0.17	0.15	平成24年度より手話通訳者派遣
職員人件費	978	1,344	1,189	事業と要約筆記者派遣事業を
嘱託等人件費	5,191	5,363	5,618	統合。
合計 C(A+B)	12,984	15,023	15,392	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,984	15,023	15,392	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	派遣件数(手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の合計)(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	950	達成年度	24年度	24年度	1,115	25年度	956	26年度	946
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成24年度から平成26年度には減少しているが、今後も引き続き利用促進に努める。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	聴覚障害者等にとって通訳者は意思伝達のために不可欠であり、日常生活を支える上で非常に重要である。聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は、医療機関への受診など日常生活に必要な場面において、聴覚等に障害のある者と無い者とのコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成は、阪神間他都市においてすべて行われており、ほぼ同水準である。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成は、兵庫県・政令市・中核市の5団体が合同実施しており、同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、手話通訳者派遣事業及び養成事業、要約筆記者派遣事業及び養成事業は尼崎市聴覚障害者福祉協会に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業については、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来像	内容 今後も市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行っていく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	利用ニーズも高く、派遣対象となる外出理由の拡大についての要望もある。
------	----	------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	担い手となる手話通訳者や要約筆記者を確保・養成するため、養成講座の一層の周知に取り組むとともに、受講者が途中で挫折することなく全課程を修了することができるよう支援に努める。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	日常生活用具給付等事業費	3A2A	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	障害者総合支援法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和44年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、健康増進課
所属長名	沖田 信次、森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、日常生活用具の給付、貸与を行う。
対象(誰を・何を)	身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病患者
求める成果(どのような状態にしたいか)	日常生活用具の給付等によって、障害者(児)の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促し、その福祉の増進に寄与する。
事業概要	身体障害者(児)及び知的障害者(児)に対し、尼崎市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱に定める日常生活用具を給付する。なお、市町村民税額に応じて自己負担額を徴収する。
実施内容	日常生活用具の給付等は、障害種別による。 (例) 《視覚》視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器など 《聴覚》聴覚障害者用情報受信装置など 《下肢・体幹》便器、特殊マット、特殊寝台など 《内部》ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、ストマ用器具(蓄尿袋・蓄便袋)など ※介護保険法優先。給付種目別に耐用年数あり。また、意見書が必要な場合もある。

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	104,160	115,225	113,624	
扶助費	104,160	115,225	113,624	
人件費 B	17,046	18,162	13,587	
職員人工数	2.33	2.51	2.06	
職員人件費	16,227	17,342	10,737	
嘱託等人件費	819	820	2,850	
合計 C(A+B)	121,206	133,387	127,211	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、
県支出金				障害者(児)移動支援事業費に
市債				全額充当。
その他				
一般財源	121,206	133,387	127,211	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	給付件数(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			24年度	8,208
			25年度	8,371
			26年度	9,886
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	給付件数は、年々増加傾向にある。今後とも、適正な給付事務に取り組んでいく。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域生活支援事業の必須事業として法で規定された事業である。障害者の日常生活や社会参加を支える用具の費用助成等を行うもので、必要不可欠なものである。障害者の日常生活に不可欠な用具等の費用負担を行うことで、当該用具により生活面での自立度を高め、社会参加の促進が図られており、有効な施策である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本要綱により、受益者はその負担能力に応じた負担を担うものとされている。(ただし、1割負担の方が低い場合には1割負担とする。)
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める地域生活支援事業の一部であり、実施主体は市と定められている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	障害者(児)が自立した日常生活を営むためには、本事業の実施が必要であり、障害者(児)が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、市が関与する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持	毎年、給付件数が増加しており、ニーズの高い事業といえる。今後も、利用者に対して制度の周知に努める。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	迅速かつ適正な給付決定に努め、障害者の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促すことで、その福祉の増進に寄与する。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	障害者(児)移動支援事業費	3A2K	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業区分	裁量的
個別計画	障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当、健康増進課、障害福祉課
所属長名	富田 憲幸、森田 幸子、沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	屋外での移動が困難な障害者(児)について、外出時における支援が必要である。														
対象(誰を・何を)	屋外での移動が困難な肢体障害者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)及び難病患者(児)														
求める成果(どのような状態にしたいか)	屋外での移動が困難な障害者(児)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。														
事業概要	屋外での移動が困難な障害者(児)が外出に必要な支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービス提供に必要な費用を支給する(代理受領)。市は、障害者(児)の社会参加等の状況を勘案して支給量を決定する。														
実施内容	<p>(サービス内容)</p> <p>外出において、障害者(児)に個別に、見守り、誘導、身体介助等の支援を行う。ただし、通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通勤等の通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でない外出を除く。</p> <p>(平成26年度利用者数等の実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>延利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>年間利用時間数</td> </tr> <tr> <td>【身障】7,024人(月平均: 585人)</td> <td>139,865.5時間</td> </tr> <tr> <td>【知的】6,381人(月平均: 532人)</td> <td>156,425.5時間</td> </tr> <tr> <td>【精神】2,078人(月平均: 173人)</td> <td>35,445.5時間</td> </tr> <tr> <td>【児童】1,870人(月平均: 156人)</td> <td>42,834.0時間</td> </tr> <tr> <td>合計: 17,353人(月平均: 1,446人)</td> <td>合計 374,570.5時間</td> </tr> </table>			延利用者数(月の利用者数×12月)	年間利用時間数	【身障】7,024人(月平均: 585人)	139,865.5時間	【知的】6,381人(月平均: 532人)	156,425.5時間	【精神】2,078人(月平均: 173人)	35,445.5時間	【児童】1,870人(月平均: 156人)	42,834.0時間	合計: 17,353人(月平均: 1,446人)	合計 374,570.5時間
延利用者数(月の利用者数×12月)	年間利用時間数														
【身障】7,024人(月平均: 585人)	139,865.5時間														
【知的】6,381人(月平均: 532人)	156,425.5時間														
【精神】2,078人(月平均: 173人)	35,445.5時間														
【児童】1,870人(月平均: 156人)	42,834.0時間														
合計: 17,353人(月平均: 1,446人)	合計 374,570.5時間														

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,016,407	1,066,991	1,047,999	
扶助費	1,064,236	1,066,991	1,099,995	
人件費 B	9,677	16,141	19,875	
職員人工数	1.65	1.72	1.90	
職員人件費	13,169	13,351	14,809	
嘱託等人件費	2,972	2,076	5,066	
合計 C (A+B)	1,026,084	1,083,132	1,067,874	
C 国庫支出金	390,237	390,237	383,040	
市債	195,118	195,118	191,520	
市債				
その他				
一般財源	403,426	497,777	493,314	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
	24年度	15,697	25年度	16,832
	26年度	17,353		
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 制度の周知等に伴い、利用者が増加している。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の必須事業として、障害者(児)の地域における自立生活及び社会参加に必要不可欠な事業である。	
有効性	支給決定にあたっては、障害者等の生活状況や社会参加の状況等を十分に勘案し、また、障害福祉サービスにおける介護給付の支給決定と同様の認定調査を基本として行い、その障害の状況から移動に係る支援が必要であると判断した場合には、必要な支給決定を行ってきたところであり、障害者(児)の地域における自立生活及び社会参加の促進に大きく貢献している。	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
-----------------	--	----------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業については、阪神間他都市と比較して事業費が多額であるため、平成24年度よりサービス提供事業者支払報酬単価区分に係る決定基準について見直しを行ったところであるが、なお、利用者やサービス支給量が多い状況となっている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。(平成25年4月1日より、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正された。)																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	実施主体は市と定められているが、実際のサービス提供は障害福祉サービス事業者が行う。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	<p>改善</p> <p>本市の地域生活支援事業の給付費全体でみると、移動支援事業が他の事業に比べて突出して多くなっており、国の「統合補助金」制度の下において、多額の超過負担が生じている。そのため、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化に取り組んでいく必要がある。</p>
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	移動支援事業の運営方法等について他の中核市等との比較を行い、本市の特徴を分析するとともに、本市の利用状況等について現状分析を行っていく。また、分析結果等を基に、移動支援事業にかかる支給決定基準を作成し、適正化等に取り組んでいく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費 3A2T	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱	事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者(児)に対し、医療機関等へ赴く場合にリフト付自動車を派遣し、その生活の安定を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	リフト付自動車を派遣することにより、日常生活の安定を図る。
事業概要	対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。
実施内容	<p><対象者>次の(1)～(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1・2級、肝臓以外の内部障害1級、肝臓機能障害1・2級)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市重度心身障害者児福祉タクシーチケットの交付を受けていない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p> <p><対象事由>次の各号のひとつに該当する場合</p> <p>(1) 医療機関へ受診等へ行く場合</p> <p>(2) 機能回復訓練施設へ通う場合(社会福祉施設等への通所を除く。)</p> <p>(3) 日常生活に必要不可欠な理由で公的機関へ行く場合(幼稚園、学校等への通園通学を除く。)</p> <p>(4) 社会福祉施設の入所、面接に利用する場合</p> <p>(5) 上記に準じ市長が特に必要と認めた場合</p> <p><派遣区域> 尼崎市内。(ただし、市長が特に必要と認めたときは、大阪市、吹田市、豊中市、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、三田市、猪名川町の各市町域に限って派遣する。)</p> <p><派遣方法> 対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た回数の派遣を行う。(最大48回)</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	17,760	19,967	21,180	
需用費	100	125	155	リフトチケット等印刷製本費
使用料及び賃借料	17,660	19,842	21,025	リフトタクシー使用料
人件費 B	4,665	3,683	4,631	
職員人工数	0.71	0.60	0.72	
職員人件費	4,609	3,627	4,538	
嘱託等人件費	56	56	93	
合計 C(A+B)	22,425	23,650	25,811	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、
県支出金				障害者(児)移動支援事業費に
市債				全額充当。
その他				
一般財源	22,425	23,650	25,811	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	派遣回数(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	回		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	7,981	25年度	8,501	26年度	9,519
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		引き続き制度の周知を図っていく。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	車いす等を利用する重度身体障害者は、バス・タクシーといった交通機関を利用することが困難であるが、医療機関の受診や日常生活上において必要不可欠な手続等のために公的機関へ行く必要があり、生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、障害者(児)が必要不可欠な事情での外出を支援するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他中核市において類似の制度として、ガソリン費助成事業を実施している市も多くあるが、重度身体障害者(児)の外出支援という観点からすると同水準の事業を行っていると言える。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	民間の福祉タクシー業者にリフト付自動車利用料を支払っている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容は	現在は行政主体で事業を進めているが、今後も適正な事業実施に努める。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	利用回数の増加傾向が続いており、利用者への周知も図られていると思われる。引き続き、事業を継続していく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	重度身体障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態にあわせた利用促進を図るべく周知に努める。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	身体障害者更正訓練費給付事業費 3A3A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害者自立支援事業担当
所属長名	富田 憲幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	身体障害者が就労移行支援・機能訓練サービスを利用する場合に、その訓練に必要な経費を支給し、自立生活に向けた意欲を助長する。												
対象（誰を・何を）	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障害者のうち、生活保護又は非課税世帯にある者												
求める成果（どのような状態にしたいか）	就労をするための訓練（就労移行支援）、又は機能回復を図るための訓練（自立訓練）を利用する身体障害者の社会復帰の促進を図る。												
事業概要	対象者が就労又は機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は、通所に必要な経費を支給する。												
実施内容	<p>(訓練手当等の額)</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練手当(月額)</td> <td>訓練15日以上</td> <td>訓練15日未満</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援(視覚障害者)</td> <td>14,800円</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>機能訓練(視覚障害者)</td> <td>6,300円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援・機能訓練</td> <td>3,150円</td> <td>1,500円</td> </tr> </table> <p>通所経費 280円(日額)と実支出額の少ない方(支給状況) 平成26年度 のべ121人</p>	訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満	就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円	機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円	就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,500円
訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満											
就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円											
機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円											
就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,500円											

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,124	959	1,159	
扶助費	1,124	959	1,159	
人件費 B	815	543	2,555	
職員人工数	0.10	0.10	0.24	
職員人件費	815	543	1,853	
嘱託等人件費			702	
合計 C(A+B)	1,939	1,502	3,714	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、
県支出金				障害者(児)移動支援事業費に
市債				全額充当している。
その他				
一般財源	1,939	1,502	3,714	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	人											
目標・実績	<table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>—</th> <th>達成年度</th> <th>—</th> <th>年度</th> <th>24年度</th> <th>111</th> <th>25年度</th> <th>131</th> <th>26年度</th> <th>121</th> </tr> </table>	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	111	25年度	131	26年度	121		
目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	111	25年度	131	26年度	121				
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、身体障害者の社会復帰の促進に寄与した。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性	訓練等のサービス利用に係る利用者負担額が生じない低所得世帯等に属する者が、訓練手当を支給されることにより、安定して訓練が継続でき、その自立生活が促進される。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、身体障害者の自立生活を促進する目的で実施しており、訓練サービスにかかる利用者負担額が生じない低所得世帯を対象としていることから、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっており、阪神間他都市においては、利用対象者の範囲に差異はあるものの手当等の額は概ね同水準である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	要件を満たす身体障害者に経済的給付を行う事業であるが、市の行う障害福祉サービスの支給決定(法定受託事務)と一体で行われる事務であるため、委託の余地はない。																											
委託等の可能性																													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	将来像											内容	実施主体は市と定められている。
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																											
		A	B	C	D	E																							
現状	将来像																												

⑧ 総合評価

総合評価	維持	身体障害者における訓練利用者のうち生活保護世帯及び非課税世帯が更生訓練費の対象者であり、引き続き訓練手当の需要が見込まれる。平成24年度に市内で対象となる事業を実施する事業所が事業を開始しており、需要が増加している。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	身体障害者の自立生活を促進するため、引き続き現運用にて事業を実施していく。
--------	---------------------------------------

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	3A3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和56年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	スポーツを通じて体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)及びその家族・介護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	運動競技を通して体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
事業概要	重度の障害を持っている方にも参加できるようなスポーツ大会を開催する。また、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。
実施内容	<p>1. 尼崎市障害者(児)スポーツ大会 身体障害・知的障害・精神障害のある者を対象に、スポーツ大会を行う。 <平成26年度実施状況> 日時:平成26年9月27日(土)ベイコム総合体育館メインアリーナ 参加人数:1,261人(選手599人、家族・施設職員等662人) 競技内容:風船割り、スプーン競走、ハン食い競走、玉入れ等 <平成26年度実績> 443千円</p> <p>2. 第8回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 <平成26年度実施状況> 日時:平成26年5月17日(土)、5月18日(日)、5月24日(土)、6月6日(金)、6月8日(日) 兵庫県立障害者スポーツ交流館、三木山総合公園、兵庫県立三木総合防災公園 参加人数:34人 競技内容:陸上、水泳、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス <平成26年度実績> 24千円</p>

② 事業費

	24年度決算	25年度決算	(参考)26年度予算	備考
事業費 A	459	466	434	
委託料	443	442	406	市スポーツ大会開催委託料
使用料及び賃借料	16	24	28	県スポーツ大会への参加バス借上料
人件費 B	1,792	1,265	793	
職員人工数	0.22	0.16	0.10	
職員人件費	1,792	1,265	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,251	1,731	1,227	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
その他				
一般財源	2,251	1,731	1,227	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎市障害者(児)スポーツ大会における参加者数。(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	1,200	達成年度	毎年度	24年度	1,192	25年度	1,237	26年度	1,261
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 年々参加者が増加しているため、今後も周知を行い、多くの参加者を募りたい。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	運動競技を通して障害者の体力の維持、増強及び残存能力の向上につながっている。また知的障害者や身体障害者、精神障害者など、障害の異なる者同士の交流を図ることができる。兵庫県のじぎくスポーツ大会においては、全国障害者スポーツ大会の選考会の役割も兼ね備えており、障害者スポーツに取り組む者にとっては、大きな目標となり、また励みとなっている。障害者スポーツに取り組む者が増加すれば、競技全体のレベルも上がり、障害者スポーツの認知度が上がるとともに、障害者に対して明るい生活の形成に寄与するものと考えられる。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、通常スポーツに触れ合う機会の少ない障害者の参加機会の増加に寄与しているものであり、受益者負担は望ましくない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会に関しては、阪神間の自治体が各々選手団を結成し、選手の派遣に関与している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては、尼崎市障害者スポーツ大会実行委員会が運営を行っている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	現在、尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては実行委員会に委託を行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、身体障害者・知的障害者・精神障害者が参加している。今後も更に参加者が増加するよう取り組んでいく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	障害者(児)に対して明るい生活の形成に寄与するため、今後も障害者スポーツに参加される方への増加を図る。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業費	3A41	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	身体障害者の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者の就業や行動範囲の拡大などに資することにより、生活の安定や社会参加の促進を図る。
事業概要	身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。
実施内容	<p>◎運転免許取得助成 <対象>市内に住所を有し、かつ兵庫県内に1年以上居住している身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、自動車を使用することにより、就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大等が見込まれる者であって、道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を習得し、運転免許を新規取得し、その費用を自らの負担で自動車教習所に支払った者。 <助成金額> 自動車運転免許の取得に要した経費の3分の2(千円未満の端数は切捨て)。上限10万円。 <平成26年度実績> 500千円(5件)</p> <p>◎自動車改造助成 <対象>市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、就労等に伴い原則として自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者であって、原則として所持する運転免許証の条件等に改造の必要性が記載されている者。なお、身体障害者(または配偶者もしくは扶養義務者)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別障害者手帳の限度額を超えないこと。 <助成金額> 上限10万円 <平成26年度実績> 1162千円(12件)</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,398	1,662	1,600	
扶助費	1,398	1,662	1,600	平成27年度より自動車改造費助成事業費と自動車運転免許取得費助成事業費を統合
人件費 B	1,792	870	1,585	
職員人工数	0.22	0.11	0.20	
職員人件費	1,792	870	1,585	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,190	2,532	3,185	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
その他				
一般財源	3,190	2,532	3,185	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件		
目標・実績	目標値	20	達成年度	毎年度	24年度	15	25年度	15	26年度	17
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 利用実績がある程度一定のペースで推移することから、当面の目標値として定めている。今後とも周知を行い、社会参加の促進に努めたい。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者にとって介助を必要とせず、自身の運転で外出が可能になることや、その障害状況に応じた自動車の改造は、社会参加を促進する上で非常に重要である。身体障害者の就労等を促進し、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本事業は、本人が費用の3分の1(又は10万円を超えた額)を負担しており、それ以上の受益者負担を求めることは適正ではないと考える。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	他中核市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
--------------	----------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域生活支援事業実施要綱により、市町村地域生活支援事業においては、実施主体は市町村としている。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容は、現在は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。
現状	A B C D E	
将来像	● ○	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	免許の取得や身体状況に応じた自動車改造により、通勤や買物等生活に必要な外出の範囲も広がり、障害者の生活圏拡大に寄与している。件数については、運転免許取得に適した年齢層の手帳取得者が一定範囲内で推移しているため、大きな制度改正がない限り、本制度の利用者も一定の範囲内で動くものと考えられる。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	身体障害者の社会参加促進のために、今後も制度の周知を図る。
--------	-------------------------------

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	3A6K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市重度心身障害者児福祉タクシー利用料助成事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	重度障害者(児)の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)・重度知的障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	タクシー利用料の一部を助成することにより、日常生活活動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。
事業概要	対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。
実施内容	<p><対象者>次の(1)～(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1級又は2級・肝臓以外の内部障害1級・肝臓機能障害1級又は2級・視覚障害1級又は2級)と重度知的障害者児(療育手帳A)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市リフト付自動車派遣事業の登録者でない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p> <p><助成方法></p> <p>対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た枚数のタクシーチケットを一括交付し、チケット1枚あたりの助成額は、1回の乗車につき基本料金相当額とする。</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	46,325	46,873	46,049	
需用費	269	289	333	チケット用紙等消耗品費
使用料及び賃借料	46,056	46,584	45,716	タクシー利用料(基本料金分)
人件費 B	5,494	4,504	5,950	
職員人工数	0.89	0.78	0.99	
職員人件費	5,420	4,429	5,857	
嘱託等人件費	74	75	93	
合計 C(A+B)	51,819	51,377	51,999	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	51,819	51,377	51,999	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	交付人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度 3,385 25年度 3,370 26年度 3,252
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 引き続き制度の周知を図っていきたい。					

④ 必要性・有効性の点検

必要性	在宅の重度心身障害者(児)は、通常の交通機関(電車やバス等)を利用することが困難な場合が多く、タクシーなどを活用するケースが多い。しかし、タクシーは他の交通機関に比べ経費が高くなるため、外出を控えるなど、障害者の社会参加を妨げる可能性が高い。そのため、福祉タクシーチケットを助成し、活動範囲の拡大と社会参加の促進をより一層図っていく必要がある。重度心身障害者(児)の行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	初乗り料金を助成するものであり、それ以上の乗車金額は受益者が負担している。
-----------------	--	---------------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても類似の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	民間のタクシー業者と契約を行い、タクシー利用料の一部(初乗り料金相当額)を支払っている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 今後も、適正な事業実施に努める。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	リフト付自動車派遣事業、市バス特別乗車証交付事業等との選択制の事業である。今後も利用者への周知を図りながら事業を実施していく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	重度心身障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態にあわせた利用促進を図るべく周知に努めたい。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策啓発事業費	3A6T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和57年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	障害者週間(12月3日～12月9日(障害者の日:12月3日))にあわせて事業を実施し、障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、幅広い社会的な連帯意識をもって解決する。																	
対象(誰を・何を)	市民、福祉関係団体、職員、障害者等																	
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、障害者と健常者と分け隔てなく、暮らせる社会を形成する。																	
事業概要	<p>(市民福祉のつどい) 障害者問題に関する国民的な関心を高めるために、12月3日から9日までが「障害者週間」と定められている。それを踏まえて、その時期に障害者問題に関する市民等への啓発事業の一環として市民福祉のつどいを開催し、特別催物、バザー等を実施する。</p> <p>(福祉の手引) 障害者サービスを記載した福祉の手引きを作成し、障害者等に配布する。</p>																	
実施内容	<p>市民福祉のつどい(特別催物、バザー等)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>11月9日(土)</td> <td>11月8日(土)</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>橋公園噴水広場</td> <td>橋公園噴水広場</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>約2,000人</td> <td>約2,000人</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>816,131円</td> <td>820,407円</td> </tr> </table> <p>(参考:平成26年度特別催物の内容) ・吹奏楽演奏(尼崎市立尼崎双星高等学校吹奏楽部) ・体操と歌(かがやき) ・和太鼓(尼崎あぜくら作業所) ・まいど☆(de)ダンス(あいず) ・大正琴演奏(アマリリス) ・コーラス(ア・マーブルヴォイス) ・漫才(パワータフ) ・マジック(ハッピー浅田) ・お楽しみ抽選会(実行委員会)</p>			年度	平成25年度	平成26年度	開催日	11月9日(土)	11月8日(土)	場所	橋公園噴水広場	橋公園噴水広場	人数	約2,000人	約2,000人	委託料	816,131円	820,407円
年度	平成25年度	平成26年度																
開催日	11月9日(土)	11月8日(土)																
場所	橋公園噴水広場	橋公園噴水広場																
人数	約2,000人	約2,000人																
委託料	816,131円	820,407円																

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	864	873	908	
需用費	48	52	85	心身障害者(児)福祉の手引き
委託料	816	821	823	実行委員会委託料
人件費 B	2,199	3,004	1,189	
職員人工数	0.27	0.38	0.15	
職員人件費	2,199	3,004	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,063	3,877	2,097	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,063	3,877	2,097	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民福祉のつどい参加者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	2,000	達成年度	毎年度	24年度	2,000	25年度	2,000	26年度	2,000
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市民福祉のつどい参加者数は概ね目標どおりの数で推移している。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民福祉のつどいは、毎年、同時期に開催され、障害者等、一般市民にとって、定着したイベントとなっている。また、市民等に障害者問題に関する理解と認識を深める機会を設け啓発を行うために有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、障害者問題を広く啓発するものであり、受益者負担を求めることは適切ではない。なお、バザー店出展者からは委託先の実行委員会において協力費を徴している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	障害者週間(12月3日～12月9日(障害者の日:12月3日))の記念事業としての側面があり、この前後に各市独自の事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	現在、障害者団体等が参加している「市民福祉のつどい実行委員会」に委託している。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	現状	A B C D E	内容は実行委員会形式はとっているものの、行政が主体となっている一面がある。今後は、障害者団体等が自主的に運営されることが望まれる。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	例年、市民福祉のつどいについては、多数の参加者を得ている。つどいに参加することによって、障害者問題に関する市民等への理解と認識を深めるといった目的に貢献している。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も事業効果をより高めるために、障害者やその保護者等からの意見を取り入れながら、効果的な周知方法など、イベントの活性化についての検討に取り組む。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	3A7U	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和60年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・福祉総合センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象(誰を・何を)	身体障害者福祉センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、心身障害者の福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者福祉センターの維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立身体障害者福祉センターにおける維持管理経費の負担</p> <p>尼崎市立身体障害者福祉センターは、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター及び立花体育館と尼崎市たじかの園の占有面積按分にて各々負担している。</p> <p>(面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育総合センター 49.19% ・ 障害福祉課 31.60% ・ 身体障害者福祉センター 14.55% ・ たじかの園 17.05% ・ 立花体育館 19.21%

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,643	9,603	10,247	
需用費	3,037	2,971	3,722	光熱水費、修繕料等
役務費	13	13	14	受水槽等点検手数料
委託料	4,205	3,368	3,637	各種保守管理業務委託料
使用料及び賃借料	3,251	3,251	2,874	リフト付バス使用料
工事請負費	137			
人件費 B	815	712	788	
職員人工数	0.10	0.09	0.03	
職員人件費	815	712	238	
嘱託等人件費			550	
合計 C(A+B)	11,458	10,315	11,035	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	11,458	10,315	11,035	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 施設の修繕等を行い、適切な維持管理ができています。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>障害者が利用する市内の中核的な施設の維持管理を行う必要不可欠な事業である。市内の中核的な施設として心身障害者の福祉の増進及びその社会活動への促進を図っているため、その貢献度は高い。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設維持管理に要する経費であり、負担を求めるのは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	維持管理経費の負担については、市により実施している。																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">維持管理経費の支出</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						維持管理経費の支出	将来像						
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						維持管理経費の支出																						
将来像																												

⑧総合評価

総合評価	<p>維持</p> <p>予算の枠内で、施設の修繕、機器の保守点検等を行い、適切な維持管理業務を実施している。</p>
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<p>障害者が利用する市内の中核的な施設としての役割を果たしている身体障害者福祉センターの維持管理は必要な事業である。今後も、適切な維持管理業務に努める。</p>
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者市バス特別乗車証交付事業費 3A9D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和44年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(身体障害者手帳1級~4級)、知的障害者、精神障害者(以下「身体障害者等」という。)に特別乗車証を交付することで、身体障害者等の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者等の社会参加の促進
事業概要	市内に在住する身体障害者等に対して、市バスに無料で乗車できる(障害の程度が重度であるものは介護人も無料で乗車できる。)特別乗車証を交付する。
実施内容	<p><平成26年度実績></p> <p>①身体障害者 交付対象者:21,986人 交付枚数:8,936枚 交付率:40.64%</p> <p>②知的障害者 交付対象者:4,293人 交付枚数:1,907枚 交付率:44.42%</p> <p>③精神障害者 交付対象者:3,944人 交付枚数:2,370枚 交付率:60.09%</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	181,895	209,095	216,745	
需用費	104	117	238	
負担金補助及び交付金	181,791	208,978	216,507	
人件費 B	12,939	12,637	13,144	
職員人工数	1.83	1.83	1.93	
職員人件費	12,437	12,134	12,584	
嘱託等人件費	502	503	560	
合計 C(A+B)	194,834	221,732	229,889	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	194,834	221,732	229,889	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証の交付枚数 (成果指標が設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	枚	
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	一年度	24年度	12,701	25年度	13,024	26年度	13,213
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者等は、健常者と比べると、身体的に様々な障害を持っていることから日常生活を送る上で、相当のハンディを負っている。それは、移動においても同様であり、健常者に比べ移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得の世帯も多くある。このような状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)において、身体障害者等を対象に、本事業を同内容の制度を実施しているのは、伊丹市のみである。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	行政の判断で行う業務である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持 市として、今後も引き続き、利用者負担なしの制度を維持・継続していく。
------	---------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度末の市営バス事業の民間移譲後、当面の間、現行制度の内容で維持・継続していく。また、市域のバス路線において、運賃制度として市バス移譲路線と市域の既存の民間バス路線の区別がなくなる平成31年度までには、乗車証のICカード化を実施する必要がある。
--------	--

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	地域活動支援センター事業補助金	3A9Q	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	障害者総合支援法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、通所可能な場所に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。																						
対象(誰を・何を)	地域活動支援センターを開設及び運営する団体																						
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域活動支援センターの開設の推進と適切な運営を図ることにより、障害者の地域生活支援に資することを旨とする。																						
事業概要	在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。																						
実施内容	<p>県の地域活動支援センター基礎的事業実施要綱に基づいた補助交付額に、市独自の基準額※1を加えて補助するとともに、国庫補助対象である機能強化事業に係る加算を加えて補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>市単独加算</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>重度加算費</td> <td>@7,980×12月×対象人数</td> </tr> <tr> <td>借上費</td> <td>実額×1/2(上限:50,000円)×12月</td> </tr> <tr> <td>開設費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>移転費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>県基準</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>管理費 A</td> <td>@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>管理費 B</td> <td>@96,890×本市在住者月利用延人数</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>@8,330×利用(初日在籍)延人数</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>Aは、神戸市外に設置の場合。Bは神戸市内、県外に設置の場合。</p> <p>※2 重度加算費の対象となる者は、本市在住者で特別障害者手当受給者若しくは、重度心身障害者(児)介護手当受給者の被介護者(障害者)、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の障害のある者をいう。</p>	※1		市単独加算	<table border="1"> <tr> <td>重度加算費</td> <td>@7,980×12月×対象人数</td> </tr> <tr> <td>借上費</td> <td>実額×1/2(上限:50,000円)×12月</td> </tr> <tr> <td>開設費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>移転費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> </table>	重度加算費	@7,980×12月×対象人数	借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月	開設費	実額(上限:2,000,000円)	移転費	実額(上限:2,000,000円)	県基準	<table border="1"> <tr> <td>管理費 A</td> <td>@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>管理費 B</td> <td>@96,890×本市在住者月利用延人数</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>@8,330×利用(初日在籍)延人数</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2</td> </tr> </table>	管理費 A	@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員	管理費 B	@96,890×本市在住者月利用延人数	事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数	交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2
※1																							
市単独加算	<table border="1"> <tr> <td>重度加算費</td> <td>@7,980×12月×対象人数</td> </tr> <tr> <td>借上費</td> <td>実額×1/2(上限:50,000円)×12月</td> </tr> <tr> <td>開設費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>移転費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> </table>	重度加算費	@7,980×12月×対象人数	借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月	開設費	実額(上限:2,000,000円)	移転費	実額(上限:2,000,000円)														
重度加算費	@7,980×12月×対象人数																						
借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月																						
開設費	実額(上限:2,000,000円)																						
移転費	実額(上限:2,000,000円)																						
県基準	<table border="1"> <tr> <td>管理費 A</td> <td>@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>管理費 B</td> <td>@96,890×本市在住者月利用延人数</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>@8,330×利用(初日在籍)延人数</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2</td> </tr> </table>	管理費 A	@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員	管理費 B	@96,890×本市在住者月利用延人数	事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数	交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2														
管理費 A	@5,313,600×(開設月数)/12×本市在住月利用延人数/月利用延人員																						
管理費 B	@96,890×本市在住者月利用延人数																						
事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数																						
交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2																						

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	283,226	295,343	278,412	
負担金補助及び交付金	283,226	295,343	278,412	
人件費 B	2,362	3,321	1,585	
職員人工数	0.29	0.42	0.20	
職員人件費	2,362	3,321	1,585	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	285,588	298,664	279,997	
C 国庫支出金				国庫補助金については、障害者(児)地域生活支援事業費補助金により統合補助されている。県支出金は、心身障害者小規模通所支援事業等補助金(補助率2/10)
市債	39,139	41,257	39,744	
その他				
一般財源	246,449	257,407	240,253	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延利用人数の増							単位	人	
目標・実績	目標値	6,685	達成年度	26年度	24年度	6,114	25年度	7,063	26年度	7,138
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	平成23年度から上昇しており、平成25年度には平成26年度の目標値を達成した。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域活動支援センターは、障害者支援施設等以外で、在宅の障害者の社会参加及び作業訓練に必要な役割を担っており、その適切な運営を図ることが必要である。また、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。地域活動支援センターの運営費等を補助することにより、地域活動支援センターの運営の円滑化を図り、障害者等の地域生活支援が実現されている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	「兵庫県地域活動支援センター基礎的事業実施要綱」に準拠し、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」を定め事業を実施している。補助金額については、近隣他都市と概ね同水準である。
--------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																		
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像		●	○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																		
現状	A	B	C	D	E														
将来像		●	○																
内容	地域活動支援センターを円滑に運営できるよう、補助を行っている。																		

⑧ 総合評価

総合評価	維持	地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、対象者一人一人の障害特性や生活状況に配慮した援助を行うことが可能であるとともに、地域に根ざした障害者の社会参加の拠点という観点からも市の関与が必要であり、今後も継続が必要である。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	日中活動の場を必要とする障害者にとって、地域活動支援センターに対する需要は引き続きあると考えられるため、連携する県制度の動向、財政状況を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	障害者小規模作業所運営費等補助金 3A9T	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和57年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図り、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。																						
対象(誰を・何を)	小規模作業所を開設及び運営する障害者又はその家族が構成する団体																						
求める成果(どのような状態にしたいか)	就労が困難な在宅の障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目指す。																						
事業概要	在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。																						
実施内容	<p>(補助額) 県の補助金交付要綱に基づいた補助交付額に市独自の基準額を加えて補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理費(神戸市外に設置の場合)</td> <td>@5,313,600×開設月数÷12×(当該市町在住者月利用延人員/月利用延人員)</td> </tr> <tr> <td>管理費(神戸市内等に設置の場合)※県外も対象</td> <td>@96,890×本市在住者月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>@8,330×利用(初日在籍)延人数</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2</td> </tr> <tr> <td>加算事務費</td> <td>@210,000×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>事務改善費</td> <td>@458,250×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員</td> </tr> <tr> <td>重度加算費</td> <td>@7,980×12月×対象人数</td> </tr> <tr> <td>借上費</td> <td>実額×1/2(上限:50,000円)×12月</td> </tr> <tr> <td>開設費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>移転費</td> <td>実額(上限:2,000,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市単 単 加 算</p>	補助基準		管理費(神戸市外に設置の場合)	@5,313,600×開設月数÷12×(当該市町在住者月利用延人員/月利用延人員)	管理費(神戸市内等に設置の場合)※県外も対象	@96,890×本市在住者月利用延人員	事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数	交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2	加算事務費	@210,000×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員	事務改善費	@458,250×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員	重度加算費	@7,980×12月×対象人数	借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月	開設費	実額(上限:2,000,000円)	移転費	実額(上限:2,000,000円)
補助基準																							
管理費(神戸市外に設置の場合)	@5,313,600×開設月数÷12×(当該市町在住者月利用延人員/月利用延人員)																						
管理費(神戸市内等に設置の場合)※県外も対象	@96,890×本市在住者月利用延人員																						
事業費	@8,330×利用(初日在籍)延人数																						
交通費	(自己負担月額-8,000円)×12月×1/2																						
加算事務費	@210,000×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員																						
事務改善費	@458,250×開設月数÷12×本市在住者利用延人員/月利用延人員																						
重度加算費	@7,980×12月×対象人数																						
借上費	実額×1/2(上限:50,000円)×12月																						
開設費	実額(上限:2,000,000円)																						
移転費	実額(上限:2,000,000円)																						

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	78,203	51,675	51,519	
負担金補助及び交付金	78,203	51,675	51,519	
人件費 B	2,199	2,135	1,189	
職員人工数	0.27	0.27	0.15	
職員人件費	2,199	2,135	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	80,402	53,810	52,708	
C 国庫支出金				
県支出金	13,018	8,564	8,537	
市債				
その他				
一般財源	67,384	45,246	44,171	県支出金は、心身障害者小規模通所 支援事業等補助金(補助率2/10)

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	929	25年度	835	26年度	800
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										

小規模作業所については、新体系サービスへの移行が課題となっており、数値は減少していくものである。本事業の目的は現にある小規模作業所の運営を支援することで、障害者の日中活動の場を確保しようとする事業であるが、県の制度見直しが行われる中で、市として制度の枠組みを維持しており、作業所からも支援の継続を求められている。

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者の親の会などが中心となり、障害者の活動を支える場として設立された小規模作業所はそうした施設がほとんどなかった本市において障害者に日中活動の場を提供するとともに、様々な場面で障害者の地域での生活をサポートするなど、本市の障害福祉行政に大きく貢献してきた。しかし、その財政状況はぜい弱であり、運営を市の補助金に頼るほかにないため、本市障害福祉行政を推進するためにはその円滑な運営を補助金という形で支援することが必要である。小規模作業所の運営費を補助することにより、小規模作業所の運営の円滑化を図り、障害者の自立と社会参加の促進が実現している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「兵庫県小規模通所支援事業実施要綱」に基づき「尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱」を定め補助事業を実施している。補助金額については、他都市と概ね同水準である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	小規模作業所を円滑に運営できるよう、補助を行っている。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	小規模作業所はその運営の多くを本市の補助金収入でまかなっている現状から、小規模作業所の円滑な運営を実現するためには補助金の交付が不可欠であり、今後も施策の継続が必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	日中活動の場を必要とする障害者にとってこうした作業所に対する需要は引き続きあると考えられるため、新体系サービスへの移行を促進していくとともに、連携する県制度の動向、財政状況及び新体系移行状況を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。
--------	--

平成26年度 事務事業シート（平成25年度決算）

事務事業名	障害者就労支援事業費	3AAT	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市障害者就労支援事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成19年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害者自立支援事業担当、健康増進課
所属長名	沖田 信次、富田 憲幸、森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	尼崎市内に居住する障害者に対して、就労に関する相談支援等を行うことにより就労と安定した就労継続を促進し、もって、障害者の自立と社会参加に寄与する。
対象（誰を・何を）	本市在住の障害者であって就労を希望する者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	障害者が、自らにあった業務を得て就労し、その就労を継続すること。
事業概要	本市の委託事業として、市内の障害者を対象に就労に係る支援を行う。
実施内容	<p>委託先の社会福祉法人福成会が運営する「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、当該事業を実施している。</p> <p>【支援項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労相談 ・就労準備訓練及び職場実習支援 ・就労支援 ・就労定着支援 ・就労生活支援 ・職域開発 ・関係機関との連絡及び調整 ・その他就労支援の目的を達成するために必要な事業 <p>平成26年度新規登録者数・・・93人</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	21,618	21,618	21,758	
委託料	21,618	21,618	21,758	
人件費 B	815	791	9,658	
職員人工数	0.10	0.10	1.25	
職員人件費	815	791	9,658	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	22,433	22,409	31,416	
C 国庫支出金				
市債				
その他			140	基金運用収入(市民福祉振興基金)
一般財源	22,433	22,409	31,276	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	障害者の就職者数						単位	人		
目標・実績	目標値	25	達成年度	毎年度	24年度	20	25年度	35	26年度	30
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 昨年度と比べるとやや数値は下がっているが、実績値については、依然目標値を上回っている。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	就労は自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加・社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにもつながるなど、障害のある人が地域で生活していく上で重要なものであることから、それに向けた支援に取り組むことが必要である。また、障害者の就労については、自らの適性に応じた業務、作業を選定する必要があり、就労先においても適切な支援方法を理解していただくことが大切である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の性質から、受益者に負担を求めることは適当ではない。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、市の直営であった知的障害者福祉作業所「みのり園」を平成19年4月に廃止した際、過去から行ってきた知的障害者に対する就労支援施策を継続させる必要があるとして、社会福祉法人福成会が設置する知的障害者就労支援センター「みのり」の運営を補助してきたものである。近隣の各市において市内の社会福祉法人に事業委託を行い就労に係る相談支援に取り組んでいる中で、平成24年度からは、本市においても補助事業から委託事業へと転換し、体制の充実を図って身体障害者及び精神障害者にも対象を拡大して事業を展開している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	社会福祉法人福成会に委託して実施する。																								

⑧ 総合評価

総合評価	<p>拡充</p> <p>就労支援事業については、平成24年度に委託事業へ転換して体制の充実を図るとともに、支援対象も身体・知的・精神の3障害(発達障害を含む)に拡大しており、平成25年度には難病の人も対象に加えてきている。その結果、当該事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数も増加傾向にあり、併せて、継続的な支援を必要とする人も増え続けている。また、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されるため、増加する支援者やそのニーズに対応していく必要がある。</p>
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	引き続き、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し等、就労・定着に向けた支援を行っていくため、委託事業所の支援員の増員や専門性の向上など、相談機能の強化等について検討していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	3D69	事業分類	ソフト事業
根拠法令	兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画（評価：有）		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

① 事業概要

事業実施趣旨	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することで、言語の発達やコミュニケーションの能力取得につなげる。
対象（誰を・何を）	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児で補聴器等が必要な児童。
求める成果（どのような状態にしたいか）	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の負担軽減を図るため、その経費の一部を助成する。
事業概要	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成し、言語の発達やコミュニケーション能力を取得させることにより、健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資する。
実施内容	<p><対象>次の(1)～(3)すべてに該当する者 (1)保護者等が尼崎市内に住所を有すること。 (2)申請日が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。 (3)原則、聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象者とならないこと。 (4)医師が補聴器の装用を必要と認めていること。 (5)保護者等の市民税所得割税額が23万5千円未満であること。</p> <p><自己負担> 補聴器の種類により助成限度額があり、それを超える額は自己負担となる。</p> <p><平成26年度実績> 380千円(4人)</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	400	380	320	
扶助費	400	380	320	
人件費 B	0	79	79	
職員人工数		0.01	0.01	
職員人件費		79	79	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	400	459	399	
C 国庫支出金				
県支出金	200	140	160	
市債				
その他				
一般財源	200	319	239	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	10	26年度	8
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年度下半期の開始であり、今後とも周知を行うことで、利用促進を図る。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を利用することは、言語の発達やコミュニケーション能力の取得に有益であるが、保護者等の経済的負担も大きい。購入費用の一部助成は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、軽・中度難聴児の補聴器等購入に伴う保護者等の負担を軽減するものである。
----------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、同水準である。
---------------	----------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	実施主体は市町村としている。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	引き続き周知に取り組んでいく。
------	----	-----------------

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	身体障害者手帳の交付対象となる障害程度ではないため、事業の周知が困難である。小学校の難聴児特別支援教室へ情報提供するなど、周知方法について工夫していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	原爆被爆者市バス特別乗車証交付事業費 309N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和44年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	針谷 健二		

①事業概要

事業実施趣旨	被爆者健康手帳の交付を受けているもの(以下「原子爆弾被爆者」という。)の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	原子爆弾被爆者
求める成果(どのような状態にしたいか)	原子爆弾被爆者の社会参加の促進
事業概要	市内に在住する原子爆弾被爆者に対し、市バスに無料で乗車できる特別乗車証を交付する。
実施内容	市内に在住する原子爆弾被爆者に対し、市バスに無料で乗車できる特別乗車証を交付する。 (平成26年度実績) 交付対象者:351人 交付枚数:188枚 交付率:53.56%

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,533	3,885	3,733	
食糧金補助及び交付金	4,533	3,885	3,733	乗車証発行に伴う交通局への負担金
人件費 B	1,059	1,028	951	
職員人工数	0.13	0.13	0.12	
職員人件費	1,059	1,028	951	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,592	4,913	4,684	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,592	4,913	4,684	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	補装具交付・修理事業費 3A1K	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度	款	15 民生費
施策	08 障害者支援	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課、健康増進課
所属長名	沖田 信次、森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	失われた身体機能を補完するために身体障害者(児)及び難病患者は補装具を使用する必要があるため、本事業を実施し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	障害者、障害児、難病患者のうち、更生相談所、指定医療機関に補装具の必要を認められた者
求める成果(どのような状態にしたいか)	補装具費を支給することにより、補装具の使用が容易となり、障害者(児)及び難病患者の成長発達を促すなど社会参加が可能になる。
事業概要	身体障害者(児)及び難病患者の失われた機能を補完・代替するために必要とする、器具の交付・修理費用を助成する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法第20条に基づき、補装具の現物給付が実施された。 平成12年4月介護保険導入に伴い、介護保険給付が優先された。 平成18年4月自立支援法が施行。 平成18年10月施行分に補装具費支給制度が新たに定められる。 原則、補装具の購入費又は修理費が1割負担になる。他法(介護保険、労災等)が優先される。 平成25年4月総合支援法が施行。難病患者(政令に定める疾病に限る)も給付対象となる。 補装具の給付等は、障害種別(難病患者の場合は状態)による。 (例) 《視覚》義眼・眼鏡・盲人安全杖など 《聴覚》補聴器 《下肢・体幹》(電動)車椅子・座位保持装置・義足・下肢装具・歩行器・歩行補助つえなど 《上肢》義手・上肢装具 《音声言語・両上下肢》重度障害者用意意思伝達装置

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	98,905	108,055	105,414	
扶助費	98,905	108,055	105,414	
人件費 B	16,879	20,568	15,143	
職員人工数	2.28	2.80	2.15	
職員人件費	16,414	20,102	14,676	
嘱託等人件費	465	466	467	
合計 C(A+B)	115,784	128,623	120,557	
Cの財源内訳				
国庫支出金	49,452	54,027	52,707	
県支出金	27,201	27,013	26,353	障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金事業(国1/2、県1/4)として実施。
市債				
その他				
一般財源	39,131	47,583	41,497	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理者 管理運営事業費	3A7S	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和60年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉法第31条に基づく施設であり、身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、レクリエーション、社会との交流の促進などを図る。
対象(誰を・何を)	市内に居住する心身障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	各種事業の実施により心身障害者の健康の維持促進、社会参加への促進に貢献する。
事業概要	各種の事業の実施 訓練(日常生活、社会適応訓練等)、創作・軽作業(絵画、組紐、生花等)、スポーツ(卓球、サウンドテーブルテニス、軽スポーツ等)、相談・指導(更生相談及び介護技術指導等)、レクリエーション(身障センターのつどい、卓球交流会等)の事業の実施
実施内容	1 実施概要 ・平成18年4月から指定管理者制度を導入 ・指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)3期目 ・指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 2 施設概要 ・竣工年 昭和60年(三反田町1丁目1-1、教育・障害福祉センター内1階及び2階部分) ・構造等 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て、延べ床面積1,158.11㎡、敷地面積1,159.65㎡ 3 事業内容、実績 市内に居住する心身障害者の福祉の増進及び社会活動への促進を図るため、各種事業(講座、訓練、スポーツ、相談・指導等)を実施している。 ・平成26年度実績 総利用者数は、24,964人(相談業務 799人、講座教室等 5,747人、機能訓練 1,010人、貸し館利用 7,565人、リフト付バスの運行 3,734人、派遣事業 915人、障害者相談支援事業 2,561人、リハビリ 1,837人、その他 796人)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	65,700	67,315	68,798	
委託料	65,700	67,315	68,798	指定管理運営委託料
人件費 B	489	553	634	
職員人工数	0.06	0.07	0.08	
職員人件費	489	553	634	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	66,189	67,868	69,432	
Cの財源内訳				その他財源は、障害者(児)自立支援事業費自己負担金、福祉施設電話料等実費弁償金及び障害福祉サービス事業収入を充当
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,069	2,146	2,334	
一般財源	63,120	65,722	67,098	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター整備事業費	3A7X	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉センターにおける空調の福祉系冷却塔については、昭和60年に設置しており、経年劣化が進んでいることから更新を行う。
対象(誰を・何を)	身体障害者福祉センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者が快適に施設を利用することができるように、必要な施設の保全を行う。
事業概要	身体障害者福祉センター冷却塔更新工事
実施内容	身体障害者福祉センターにおける空調の福祉系冷却塔については、昭和60年に設置してから耐用年数を超えて使用しており、腐食と経年劣化が進んでいることから、冷却塔及び付随する配管の更新を行う。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	8,132	0	
需用費		6		設計図書等印刷製本費
委託料		617		設計業務委託
工事請負費		7,509		
人件費 B	0	79	0	
職員人工数		0.01		
職員人件費		79		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	8,211	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	8,211	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	3A81	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立身体障害者福祉会館条例		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和50年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の増進並びに社会福祉活動の進展を図るためのスペースの確保をしている。
対象(誰を・何を)	市内に居住している身体障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体障害者福祉会館の施設機能を活用し、市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図る。
事業概要	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月から指定管理者制度を導入 ・指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)3期目 ・指定管理者 特定非営利活動法人 尼崎市身体障害者連盟福祉協会 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年 昭和50年(稲葉荘3丁目9-26) ・構造等 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 487.76㎡、敷地面積 432.62㎡ <p>3 事業内容、実績</p> <p>市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度実績 総利用者数 11,200人、利用回数 1,424回

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	5,044	5,286	5,333	
委託料	5,044	5,286	5,333	指定管理運営業務委託料
人件費 B	1,303	1,265	634	
職員人工数	0.16	0.16	0.08	
職員人件費	1,303	1,265	634	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,347	6,551	5,967	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	13	13	13	会館使用料(目的外)及び
一般財源	6,334	6,538	5,954	光熱水費等実費弁償金を充当

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	3A8A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成14年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することで、その自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることを目的とし、介護・入浴・給食等のサービスを提供する。
対象(誰を・何を)	市内に居住する心身障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	通所により、介護・入浴・給食等の各種サービスを提供することで、障害者の自立と社会参加の促進を図り、温水プールを開放することにより、体力や身体機能の維持向上を図る。
事業概要	身体障害者の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図るため、通所により介護・入浴・給食等の各種サービスを提供する。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から指定管理者制度に移行 ・指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)3期目 ・指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年 平成14年(七松町3丁目8-8) ・構造等 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積 1,239.50㎡、敷地面積 1,866.16㎡ <p>3 デイサービス事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業(機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護指導、入浴サービス、給食サービス、介護サービス、送迎サービス) ・温水プール開放事業 ・閉館時間: 火曜日から土曜日 介護・訓練等事業・・・10時から15時 室内温水プール事業・・・10時～12時、13時～16時

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	63,415	68,453	68,412	
委託料	63,415	68,453	68,412	
人件費 B	1,303	1,265	946	
職員人工数	0.16	0.16	0.05	
職員人件費	1,303	1,265	396	
嘱託等人件費			550	
合計 C(A+B)	64,718	69,718	69,358	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	37,390	40,455	46,266	その他財源の内訳は、障害福祉サービス事業収入、入浴利用料実費弁償金及び自動販売機実費弁償金
一般財源	27,328	29,263	23,092	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地域活動支援センター等移行支援事業補助金	3A9W	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	障害者総合支援法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成23年度		款	15 民生費
施策	08 障害者支援		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策の展開方向	(08-3) 障害のある人の社会への参加を促進する。		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	沖田 信次		

①事業概要

事業実施趣旨	小規模作業所が地域活動支援センターや障害福祉サービス事業へ移行するのに必要な経費の一部を予算の範囲内で支援することにより、障害者自立支援法に基づく法内事業への移行を促進することを目的としている。
対象 (誰を・何を)	既存の小規模作業所の運営主体
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市内の小規模作業所を障害者総合支援法に基づく法内事業への移行を支援することにより、小規模作業所が積極的に法内事業への移行を進め、安定した運営を図れるようにする。
事業概要	より安定的かつ適切な事業運営が確保できるよう、小規模作業所から法内事業への移行を支援する。
実施内容	<p>【補助基準】</p> <p>(1) 利用者が5人以上10人未満の小規模作業所で、その利用者の増員に努め単体で地域活動支援センターに移行する場合 移行後3年間は、各年度 668,250円を補助する。</p> <p>(2) 2か所以上の小規模作業所が合併して、1か所の地域活動支援センターに移行する場合 移行した年度は、2,500,000円を補助する。移行した翌年から2年間各年度に、1,500,000円を補助する。</p> <p>(3) 2か所以上の小規模作業所が合併して、1か所の障害福祉サービス事業所に移行した場合 移行した年度に、4,000,000円を補助する。</p> <p>(4) 小規模作業所の利用者を既存の地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所が受け入れたことで、当該小規模作業所が事業を廃止する場合 ①地域活動支援センターが受け入れた場合で、当該小規模作業所の利用者の全員又は半数以上を受け入れて、かつ指導員を増員した場合に限る。 移行後3年間は、各年度750,000円を補助する。 ②障害福祉サービス事業所が受け入れた場合で、当該小規模作業所の利用者の全員又は半数以上を受け入れて、かつ移転又は増改築を行った場合に限る。 移行した年度に、2,000,000円を補助する。 以上、各補助額は上限額。</p> <p>【平成26年度実績】 小規模作業所2か所が合併して、地域活動支援センター1か所に移行:1,500,000円×1か所=1,500,000円 小規模作業所が増員に努め単体で地域活動支援センターに移行したのが5か所:668,250円×5か所=3,341,250円 合計:4,841,250円</p>

(このページは白紙です)

②事業費

(単位:千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,841	4,173	0	
負担金補助及び交付金	4,841	4,173	0	
人件費 B	244	237	0	
職員人工数	0.03	0.03		
職員人件費	244	237		
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,085	4,410	0	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	5,085	4,410	0	